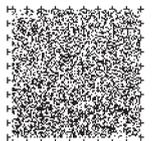


平成30年版環境白書から

愛知の 環境のあらまし



音声コード(S Pコード)
活字文章読み上げ装置
で、情報を音声で聞く
ことができます。



はじめに

本県では、「環境首都あいち」の実現に向け、第4次愛知県環境基本計画に基づき、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの分野ごとに具体的な取組を推進するとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手を育成する「人づくり」に重点的に取り組んでいます。

持続可能な社会を支える基盤である「安全・安心の確保」では、大気、水質等の環境監視や工場・事業場の規制、指導等に取り組んでいます。

「社会の低炭素化」では、地球温暖化の防止に向けた取組を着実に進め、住宅太陽光発電施設の設置基数や次世代自動車（EV、PHV、FCV）の普及台数は全国第1位となっているところであり、平成30年2月には、国内外の社会情勢の変化を踏まえ、より一層の地球温暖化の防止に向けて「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定するとともに、同年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

「自然との共生」では、目標年である2020年が間近となった「愛知目標」の達成に向け、生態系ネットワーク形成の推進や国際先進広域自治体連合による協働など国内外での取組を進めています。

「資源循環」では、循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正な処理や3Rの促進、地域循環圏づくりなどの取組を進めています。

また、「環境首都あいち」を支える「人づくり」では、未就学児童から社会人に至る世代ごとに、特色ある環境学習等を展開しており、さらに「行動する人づくり」を進めるため、平成30年3月に「愛知県環境学習等行動計画2030」を策定しました。

このような中、今回の環境白書の特集では、「地球温暖化の防止」と「行動する人づくり」を取り上げ、平成30年に策定等した「あいち地球温暖化防止戦略2030」及び「愛知県地球温暖化対策推進条例」並びに「愛知県環境学習等行動計画2030」について紹介しています。

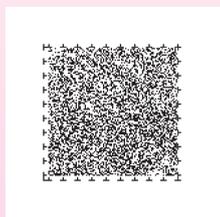
この環境白書が、愛知の環境についての理解を深めていただき、また、県民、事業者、民間団体の皆様それぞれの立場から環境をよりよくするための取組を進めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成30年12月

愛知県知事 大村秀章

目次

特集1 地球温暖化の防止に向けて ～「あいち地球温暖化防止戦略2030」と「愛知県地球温暖化対策推進条例」～	1
特集2 持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めます ～愛知県環境学習等行動計画2030～	11
地球温暖化	18
大気環境	20
生活環境（騒音・振動・悪臭）	24
水環境	25
土壌環境・地盤環境	30
廃棄物・資源循環	32
自然環境・生物多様性	35
環境リスク	39
人づくり・環境学習等	41
環境における各種基盤施策	44



特集 1 地球温暖化の防止に向けて

～「あいち地球温暖化防止戦略 2030」と「愛知県地球温暖化対策推進条例」～

近年、世界各地で、強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によれば、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、大雨の頻度が増す可能性が高いとしており、地球温暖化は私たちの日常生活や経済活動に深刻な影響を及ぼす喫緊の課題となっています。

国際社会では、2015年（平成27年）12月、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、我が国においては、平成28年5月に、新たな温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。また、平成27年11月には、これまでの地球温暖化の進行を抑制するための対策に加えて、気候変動の影響に対処するための対策である「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

本県では、こうした様々な社会情勢等の変化に対応し、中長期の地球温暖化対策を積極的に推進するため、平成30年2月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定し、温室効果ガスの削減目標や地域の強み、地域資源を生かした施策体系等の見直しを行いました。

また、平成30年10月に地球温暖化対策に特化した新たな条例として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

この特集では、これら新たな戦略と条例について、紹介します。

パリ協定

2015年12月、パリで開催された気候変動に関する国際連合枠組み条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた協定。

先進国、途上国を問わず、史上初めて全ての国が自主的に参加することを実現した公平な合意であり、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする、世界共通の長期目標を掲げています。



出典：気候変動枠組条約ウェブページ

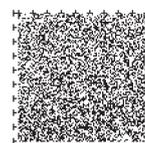
COP21の様子

あいち地球温暖化防止戦略 2030（平成30年2月策定）について

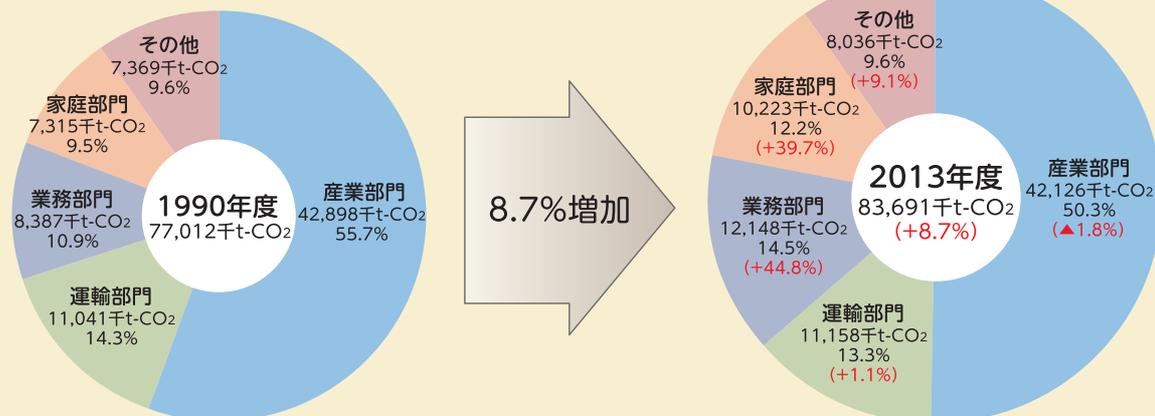
1 本県の地球温暖化対策の現状と課題

前戦略である「あいち地球温暖化防止戦略 2020」（平成24年2月策定）では、2020年度における県内からの温室効果ガス排出量を、基準年度である1990年度比で15%削減する目標を掲げ、本県の地域特性を踏まえた4つの取組方針（①日々の暮らし、②モノづくり、③地域基盤、④県民意識）の下、多様な主体の参加を促しながら地球温暖化対策を推進してきましたが、2013年度の県内の温室効果ガスの総排出量は83,691千トン-CO₂であり、1990年度比で8.7%増加しました。

〔 本県の最新の状況については、18ページ「地球温暖化」を参照 〕



県内の部門別温室効果ガス排出量



注:括弧内の赤字は1990年度からの増減率

排出量について、部門（産業、業務（オフィスビルや店舗など）、家庭、運輸）ごとに見ると、「産業部門」では、事業者による自主削減取組等により1990年度に比べ1.8%減少しましたが、その排出割合は県全体の5割以上を占め、全国（約3割）と比べて非常に大きく、引き続き削減を図っていく必要があります。

「業務部門」では、1990年度に比べて44.8%増加しています。これは、機器の効率化が進んでいるものの、エネルギーを使用する設備の増加や営業時間の延長などにより、延床面積当たりの温室効果ガス排出量が、1990年度に比べて横ばいで推移している一方で、総延床面積が、1990年度に比べて4割以上増加し、総排出量の増加につながったと考えられ、延床面積当たりの排出量の低減が必要となっています。

愛知県の業務部門の延床面積当たりの温室効果ガス排出量

区分	1990年度	2000年度	2013年度
延床面積当たりの排出量 (kg-CO ₂ /m ²)	131	122	132

(注) 電力からの温室効果ガス排出量は、実排出係数を使用して算出。

出典：愛知県環境部作成

「家庭部門」では、1990年度に比べて39.7%増加しました。これは、家電製品等の省エネ化が進んでいるものの、家電製品等の普及台数の増加や種類の多様化などにより、世帯当たりの温室効果ガス排出量は、1990年度と比べてほぼ横ばいで推移している一方で、総世帯数は、1990年度に比べて4割近く増加し、総排出量の増加につながったと考えられ、世帯当たりの排出量の低減が必要となっています。

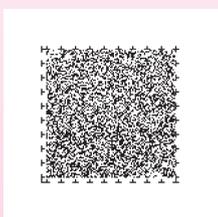
愛知県の世帯当たりの温室効果ガス排出量

区分	1990年度	2000年度	2013年度
世帯当たりの排出量 (t-CO ₂ /世帯)	3.36	3.44	3.43

(注) 電力からの温室効果ガス排出量は、実排出係数を使用して算出。

出典：「愛知県統計年鑑（愛知県）」より愛知県環境部作成

「運輸部門」では、自動車からの排出量が約9割を占めており、県内の自動車保有台数が増加傾向にある中、2002年頃をピークに排出量は減少傾向にあります。これは、走行量の減少や自動車単体の燃費向上によるものと考えられ、自動車からの排出量を着実に削減する取組が必要です。



2 あいち地球温暖化防止戦略 2030 の概要

(1) 計画期間

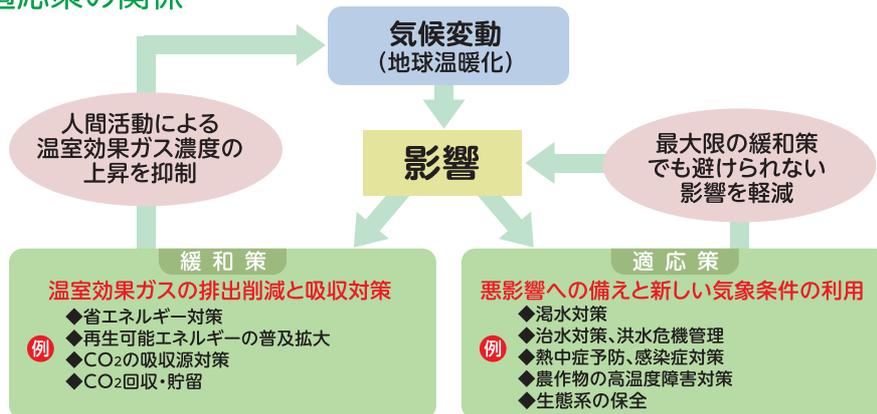
2030 年度まで

(2) 戦略が取り扱う範囲

地球温暖化防止の取組には、大気中の温室効果ガスの排出を低減し、地球温暖化の進行を抑制するための「緩和策」と、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、被害を回避・低減するための「適応策」があります。

この戦略においては、「緩和策」により地球温暖化の進行抑制に最大限取り組んだ上で、それでも避けられない影響に対しては、「適応策」により適切に対応することとしています。

緩和策と適応策の関係



出典：日本の気候変動とその影響（2012年度版）（文部科学省・気象庁・環境省）より愛知県環境部作成

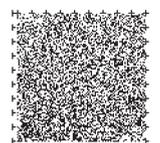
3 緩和策

(1) 2030 年度における目指すべき社会像

地球温暖化対策、とりわけ緩和策を推進するに当たって、2030 年度における目指すべき社会像（暮らし、事業活動、地域環境）を以下のとおり整理しました。

ア 2030 年度の暮らし（家庭部門）【健康的で豊かな低炭素型の生活環境】

- 県民一人一人に「省エネ・環境負荷低減を優先したライフスタイル」が定着し、日常生活の中で無駄のない賢いエネルギーの使い方が実践されています。
- 省エネ・環境性能の高い住宅がまちに普及しています。また、既存の住宅についても高断熱化など省エネ性能の向上が図られています。



イ 2030年度の事業活動（産業及び業務部門）【環境と経済が調和した活力ある産業社会】

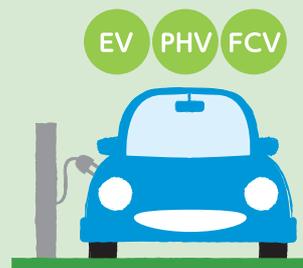
- ・ 県内の事業所においては、工程の改善や高効率・省エネ型設備・機器の導入により一層の省エネルギー化が進んでおり、エネルギーコストの抑制によって生産性が向上し、環境を意識した事業活動と、企業の経営体力の向上が同時に実現されています。
- ・ 事業活動の拠点として長期にわたって利用される建物や設備については、省エネルギー・環境性能の更なる向上が図られています。



ウ 2030年度の地域環境

（ア）自動車利用における低炭素化（運輸部門）【環境配慮と利便性が両立した交通体系】

- ・ 家庭や事業活動において、環境負荷の少ない移動や物流が選択されています。
- ・ 走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、従来の自動車に比べてCO₂排出量が少ないプラグインハイブリッド自動車（PHV）など次世代自動車の普及が進んでいます。
- ・ 自動車の運転ではエコドライブの実践が浸透しています。

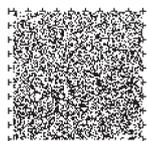


（イ）地域における低炭素化【地域の特性を生かした環境負荷の小さな都市】

- ・ それぞれの地域の特性を生かした環境負荷の小さな都市づくりが進められ、誰もが暮らしやすく、エネルギーの利用が効率化され、また、自動車に過度に依存しない持続可能な都市空間が形成されています。

（ウ）再生可能エネルギー等の利活用【多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会】

- ・ 太陽エネルギーの活用がこれまで以上に進むとともに、バイオマスや小水力といった地域資源を生かした多様な再生可能エネルギーの利活用により、エネルギーの地産地消が進んでいます。
- ・ 次世代のエネルギーとして期待される「水素」は、定置用燃料電池や燃料電池自動車などの普及が進むとともに、県内各地で再生可能エネルギー由来の低炭素水素の利活用が進み、CO₂フリーの水素が本格的に普及する社会基盤が整いつつあります。



(2) 温室効果ガスの排出削減目標

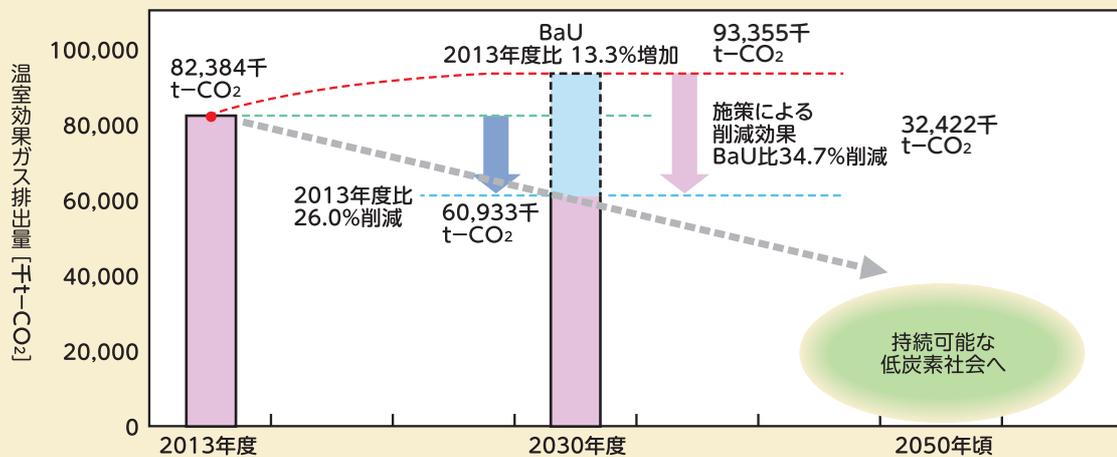
本戦略では、温室効果ガス削減の取組を積極的に進め、2030年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減することとしました。

目標の設定方法

- ① 現状すう勢ケース※における本県の温室効果ガス総排出量は、2030年度に93,355千t-CO₂と推計され、2013年度の82,384千t-CO₂と比較した場合、13.3%増加します。
- ② 国の「地球温暖化対策計画」及び本戦略に基づく施策による温室効果ガスの排出削減効果は32,422千t-CO₂と見込まれます。
- ③ 施策による削減見込量32,422千t-CO₂を現状すう勢ケースに反映させた場合、2030年度の総排出量は60,933(93,355-32,422)千t-CO₂となり、2013年度比では26%の削減となります。

※現状すう勢ケース(BaU:Business as Usual):今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の、将来の温室効果ガス排出量

2030年度における愛知県の温室効果ガス総排出量削減イメージ



部門別の排出削減目標は、産業部門で13.5%削減、業務部門で49.5%削減、家庭部門で47.1%削減、運輸部門で28.9%削減となります。

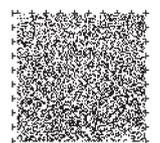
2030年度における愛知県の温室効果ガス排出量の推計等

部門等	2013年度排出量※ ² (千t-CO ₂)	2030年度排出量 (千t-CO ₂)	2013年度比
産業部門	40,153	34,713	▲13.5%
業務部門	12,072	6,101	▲49.5%
家庭部門	8,584	4,537	▲47.1%
運輸部門	13,327	9,476	▲28.9%
その他※ ¹	8,247	6,348	▲23.0%
吸収源	—	▲242	—
総排出量	82,384	60,933	▲26.0%

(注:四捨五入の関係で合計が一致しない。)

※1:その他は、エネルギー転換部門、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の合計。

※2:2013年度排出量は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(Ver1.0)」(平成29年環境省)に基づいて温室効果ガス排出量の算定手法の見直しを行っている。



(3) 温室効果ガス削減に向けた主な取組

温室効果ガスは人間活動のあらゆる場面から排出されるため、その削減のためには、県民・事業者・行政等の各主体が、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的な取組を進めていくことが重要です。

このため、県では「暮らし」、「事業活動」、「地域環境」における様々な取組により、その効果をできる限り「見える化」しながら、各主体への働きかけや主体間の連携を図り、地球温暖化対策を進めていきます。主な取組は以下のとおりです。

ア 「暮らし」における低炭素化（家庭部門対策）

あいちクール&ウォームシェアの展開

県では、県民の皆様へ、日常生活のあらゆる場面で、省エネで低炭素な「行動」や製品などを選択するライフスタイルに転換いただく「あいち COOL CHOICE」県民運動を推進しています。この運動の一環として、平成30年度から「あいちクール&ウォームシェア」を展開しています。

これは、夏季や冬季の電力使用量ピークの時間帯に家庭の冷暖房の代わりに、公共施設や商業施設の「シェアスポット」に出向き、涼しさや温かさを分かち合う（シェアする）ことにより、家庭での節電を図るものです。

夏季の「あいちクールシェア」においては、ショッピングセンターや公共図書館などの255施設がシェアスポットとして登録されました。



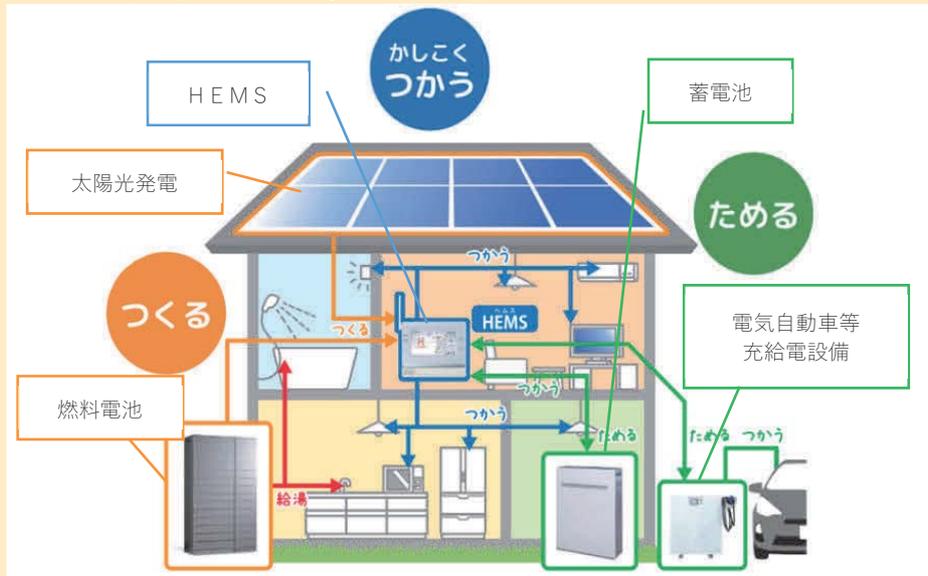
ロゴマーク



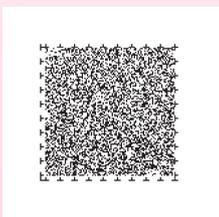
「あいちクールシェア」チラシ

住宅用地球温暖化対策設備導入の促進

太陽光発電によるエネルギーをHEMS（家庭用エネルギー管理システム）と蓄電池等により効率的に利用することができる「スマートハウス」の普及を促進するため、これらの設備に対する補助制度を有する市町村と協調して、その費用の一部を補助しています。



スマートハウスのイメージ



イ 「事業活動」における低炭素化（産業及び業務部門対策）

地球温暖化対策計画書制度の見直し

現行の地球温暖化対策計画書制度では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者は、温室効果ガスの排出抑制のための計画書を原則3年の計画期間ごとに作成するとともに、計画期間における実施状況書を年度ごとに作成し、知事に提出することとなっており、事業者の自主的な取組を促しています。

事業者の取組を更に促進するため、県が計画書及び実施状況書の内容を評価し、優良な事業者を公表するとともに、地球温暖化対策に必要な助言等を行えるよう制度の見直しを行いました。

省エネ相談による支援

地球温暖化対策や省エネ対策に取り組む中小事業者を支援するため、事業者の実情に応じた相談体制を設けています。

平成26年8月から実施している「あいち省エネ相談」は、エネルギー管理士等の資格を有する専門家が、相談者の状況に合った無理なく取り組める省エネ対策を無料でアドバイスするもので、電話のほか、相談者の事業所、近隣の市町村や商工会議所でも相談対応を行っています。

相談の結果、社員の省エネ意識の向上や、設備更新のための補助金の獲得などの成果につながっており、中小企業における温暖化対策の底上げを図っています。



相談の様子

ウ 「地域環境」の低炭素化

（ア）自動車利用における低炭素化（運輸部門対策）

次世代自動車の普及拡大

県では、特にエネルギー効率に優れる電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の普及促進のため、購入に対する補助金の交付やEV・PHV・FCVを対象とした県独自の課税免除制度を実施しています。

また、EV・PHVの普及促進に向けては、平成21年4月に、電力会社や自動車メーカー、充電器メーカー、小売業者、市町村など幅広い分野の関係者とあいちEV・PHV普及ネットワークを設立し、参加者が連携・協働して「需要の創出」、「充電インフラの整備促進」、「普及啓発」などの取組を進めています。

さらに、FCVについても平成17年7月に設立したあいちFCV普及促進協議会において、FCVの展示・試乗などに取り組むとともに、FCVの普及に不可欠な水素ステーションについては、平成27年度から整備費及び需要創出活動費に対する補助などにより、整備を促進しています。

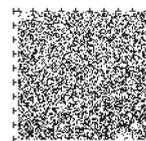


普及啓発（展示会）の状況

（イ）地域における低炭素化

市町村の地球温暖化対策に係る実行計画の策定支援

市町村による総合的、計画的な地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定・改定に向けた個別相談会を実施しています。



(ウ) 再生可能エネルギー等の利活用

あいち低炭素水素サプライチェーンの構築・事業化

水素は、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして期待されていますが、現在流通している水素のほとんどは化石燃料から製造されており、この段階で二酸化炭素が排出されています。

そこで、県では、平成 28 年度から、産・学・行政の協働で未利用エネルギーや再生可能エネルギーを活用して、二酸化炭素を排出しない方法により水素（低炭素水素）を製造、輸送、利用する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の構築・事業化に向けて検討を進めてきました。

その結果、平成 30 年 4 月に、県、知多市、豊田市、中部電力(株)、東邦ガス(株)、トヨタ自動車(株)及び(株)豊田自動織機の協働による「知多市・豊田市再エネ利用低炭素水素プロジェクト」を開始しました。

本プロジェクトでは、東邦ガス(株)が知多市南部浄化センターで下水汚泥処理により発生したバイオガスを原料として都市ガス製造し、既存の都市ガス導管網でトヨタ自動車(株)元町工場に輸送します。このバイオガス由来の都市ガスを原料に、トヨタ自動車(株)が低炭素水素を製造し、(株)豊田自動織機製の燃料電池フォークリフトで利用します。

さらに、中部電力(株)が、豊田市渡刈クリーンセンターのごみ発電電力をトヨタ自動車(株)に供給することとしており、このごみ発電電力はバイオガス不足時に使用した都市ガス使用分の二酸化炭素排出量のオフセットなどに活用されます。

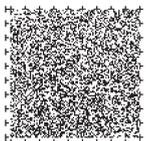
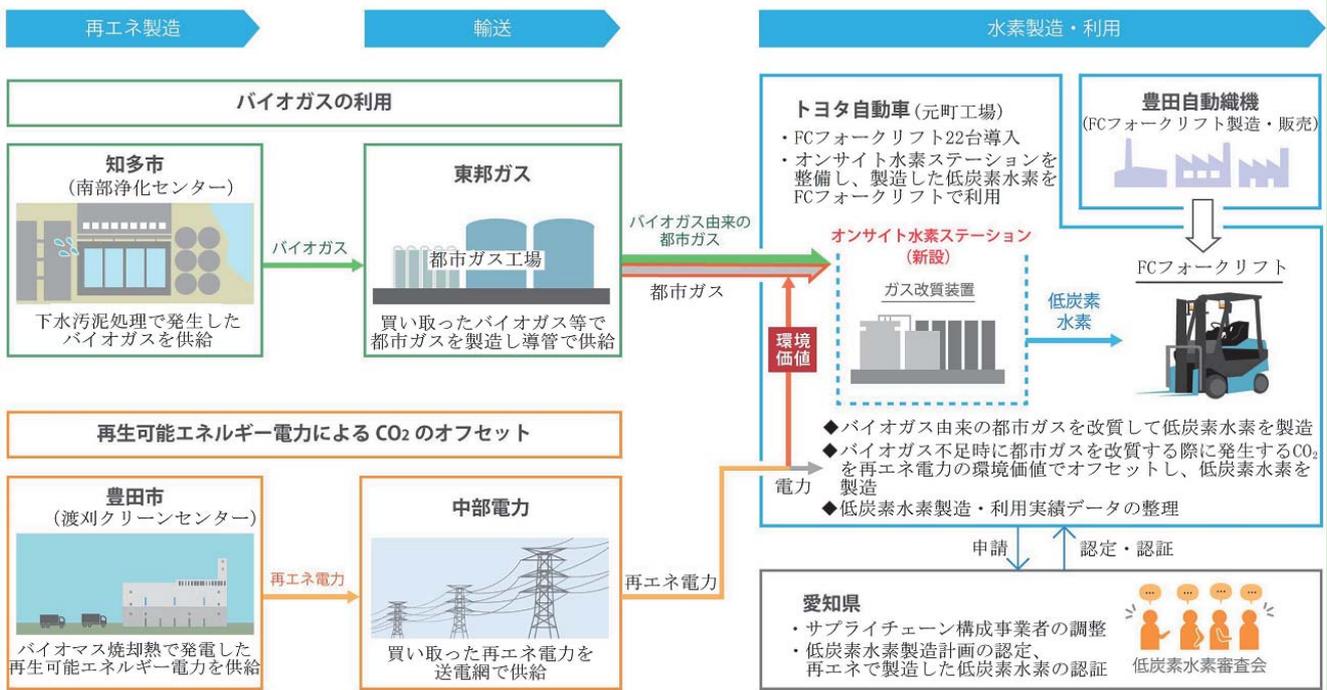
また、県では、低炭素水素サプライチェーンの構築に取り組む事業者を支援するため、水素の製造、輸送、利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する「低炭素水素認証制度」を全国で初めて制定し、本プロジェクトを第 1 号として認定しました。

今後は、低炭素水素認証制度の活用により、低炭素水素の製造と利活用の取組を県内各地に広げていきます。



あいち低炭素水素サプライチェーン発表会

知多市・豊田市 再エネ利用低炭素水素プロジェクト 概要



5 戦略の推進体制

地球温暖化対策は、一人一人の生活様式の見直しや行動の実践、環境に配慮した経済活動の推進、低炭素型の地域づくり、さらには、気候変動の影響による災害や農林水産業への対応など、あらゆる主体による広範囲な分野における取組が必要です。

このため、本戦略の推進に当たっては、県民・事業者・市町村等の各主体との連携・協働を強めながら、全庁的な推進体制のもとに積極的に取り組んでいきます。

愛知県地球温暖化対策推進条例（平成 30 年 10 月制定）について

本県では、平成 15 年 10 月に施行された**県民の生活環境の保全等に関する条例**において、県による地球温暖化の防止に係る実行計画の策定や大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書等の提出義務といった地球温暖化防止に関する規定を盛り込み、地球温暖化対策を進めてきました。

一方で、近年の地球温暖化に関する問題を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、より一層地球温暖化対策を推進する必要があります。

このため、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明確にするとともに、全ての主体の自主的かつ積極的な取組を促すため、地球温暖化対策に特化した新たな条例として、平成 30 年 10 月に「**愛知県地球温暖化対策推進条例**」を制定しました。

今後は、本条例とあいち地球温暖化防止戦略 2030 に基づき地球温暖化対策を推進し、低炭素社会づくりを進めてまいります。

1 愛知県地球温暖化対策推進条例の概要

(1) 県、事業者、県民の責務の明確化（第 3 条～第 5 条）

- 県の責務：地球温暖化対策推進の総合的な施策の策定や実施等
- 事業者の責務：事業活動における自主的かつ積極的な温室効果ガスの排出抑制等に努めること
- 県民の責務：日常生活における自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出抑制等に努めること

(2) 全ての主体の自主的かつ積極的な取組の促進

ア 事業活動（事業者）における主な地球温暖化対策（第 7 条～第 11 条）

- 事業活動において使用するエネルギー量を把握し、エネルギーの使用の合理化等に努めること
- 一定規模以上の事業者は地球温暖化対策計画書等を県に提出し、当該計画書等の内容を県が評価し、優れた取組を公表すること

イ 日常生活（県民）における主な地球温暖化対策（第 12 条～第 13 条）

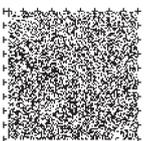
- 日常生活において使用するエネルギー量を把握し、支障のない範囲内で生活様式を見直すよう努めること
- 店舗における特定電気機器^{*}の販売者は、購入しようとする者に製品の省エネ性能等を説明するよう努めること
※エアコンディショナー、照明器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫

ウ その他の主な地球温暖化対策取組（第 14 条～第 21 条）

- 事業者や県民は、できる限り太陽光等の再生可能エネルギー等を優先的に使用するよう努めること
- 県は、市町村、事業者、県民等に対し、気候変動への適応に関する情報を提供するよう努めること

2 施行日

平成 30 年 10 月 19 日（地球温暖化対策計画書制度に係る部分は平成 31 年 4 月 1 日）



特集2 持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めます ～愛知県環境学習等行動計画 2030～

私たちは、水や大気、食料やエネルギーといった自然からの恵みに支えられて暮らしています。その一方で、私たちの活動が環境に影響を与え、身近なごみの問題から、地球温暖化の進行や生物多様性の損失といった地球規模の問題に至るまで、様々な問題を引き起こしています。

環境問題は日々刻々と変化する経済や社会と密接に関わっています。様々な環境問題を克服し、持続可能な社会を築き上げていくためには、私たち一人一人が、問題の本質や解決に向けた取組の方法を考え、解決する能力を身に付け、時と場合に応じた判断の下、具体的な行動を起こしていかなければなりません。

本県では、平成25年2月に「愛知県環境学習等行動計画」を策定し、持続可能な社会を支える人づくりを目指し、様々な環境学習等に取り組んできましたが、行動につなぐ力を育むという視点を取り入れて、平成30年3月に「愛知県環境学習等行動計画 2030」（以下、「行動計画 2030」という。）を新たに策定しました。

1 行動計画 2030 策定の背景

環境学習等に関する国際的な動向としては、2015年の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs）の採択が、国内の動向としては、学習指導要領の改訂が挙げられます。

また、本県では、平成25年度から平成29年度までの5年間、前行動計画に基づいて環境学習等を推進してきました。県民、学校、事業者、市町村等を対象にしたアンケート調査では、環境学習等の取組は一定の進展がみられるものの、負担感を伴うような行動や自主的参加意欲を要する活動は実践率が低いという結果が得られたため、「学びが十分行動につながない」という評価をしました。

持続可能な開発目標

（Sustainable Development Goals : SDGs）

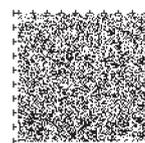
2030年までに達成すべき国際社会全体の目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されます。日本においても、政府はもとより学校や企業、団体でもSDGsに取り組むところが増加しています。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

学習指導要領の改訂

平成29年から平成30年にかけて改訂された学習指導要領及び幼稚園教育要領の前文では、「これからの学校には、一人一人の児童（生徒、幼児）が持続可能な社会の創り手となれるようにする」ことが求められるとしています。具体的には、決まった答えのない課題に積極的に取り組み、試行錯誤しながら新しい価値を創造できる力を育もうとするもので、環境学習等の推進に当たっても踏まえるべき重要な考え方と言えます。



2 行動計画 2030 の概要

「学びが十分行動につながっていない」ことから、行動計画 2030 では、行動につなぐ力を育むということを中心に置き、「学校」「社会」に加え「家庭」において、それぞれで取り組むべき環境学習等の方向性を示しています。

個々の行動は小さくても、そこに込められた思いは周囲の人を巻き込んだうねりとなり、さらに多様な人たちとの協働により大きな力となって、社会を、そして私たちの未来を、より良いものへと変えていくことにつながります。持続可能な社会の形成に向け、本県では、行動計画 2030 に基づき、「家庭」「学校」「社会」の様々な場面で、行動につなぐ力を育んでいきます。

(1) 目的

持続可能な社会を支える「行動する人づくり」

(2) 計画期間

2018 年度～2030 年度

(3) 主な内容

ア 「五つの力」

学びを行動につなぐために一人一人に身に付けることが望ましい「五つの力」を示しました。

イ 各主体に期待される取組

「家庭」「学校」「社会」の各主体に期待される主な取組と、その促進のために県が推進する主な施策を記載しました。

ウ 取組の効果的な展開

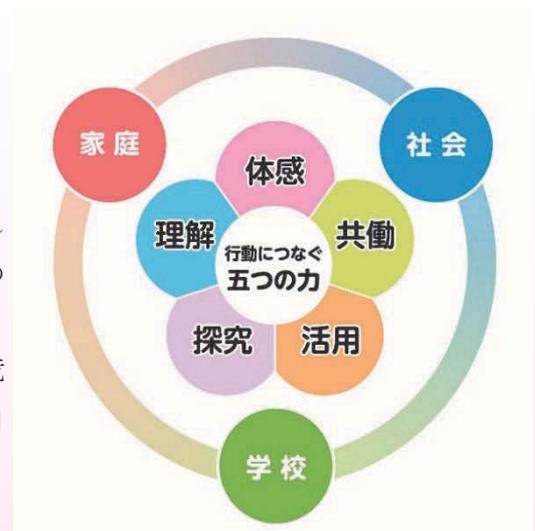
環境学習等を効果的に進めるため、機会の拡充や質の向上を図る県の主な施策を記載しました。

3 学びを行動につなぐ「五つの力」

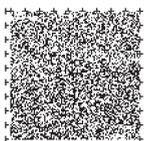
学びを行動につなぐ「五つの力」として、“体感する力”、“理解する力”、“探究する力”、“活用する力”、“共働する力”を示しました。

これら「五つの力」は、家庭、学校、社会（事業者、NPO 等、地域コミュニティ、行政）の各主体が様々な機会を通じて働きかけていくことで、一人一人の中に培われていくものです。

「五つの力」を育むことを念頭に置きながら各主体が環境学習等に取り組めるようにすることで、「行動する人づくり」を進めます。



「家庭」「学校」「社会」において育む
学びを行動につなぐ「五つの力」



環境学習等を通じて育む行動につなぐ「五つの力」



体感する力

～自然の素晴らしさや環境の大切さを感じ取る力～

ポイント

身近な自然の観察や地域の清掃活動などの様々な体験を重ねていくことで、自然の素晴らしさや日々の暮らしを支える環境の大切さを感じ取る感性が磨かれていきます。



身近な自然にふれて、不思議さを発見！

理解する力

～私たちの活動が環境に影響を与えていることを、
自分のこととして捉える力～

ポイント

ごみのポイ捨てと水辺の生きものとの関わりといった身近な題材を取り上げることで、具体的な気づきを得ることができ、環境問題を自分のこととして捉える力が育まれます。



川から流れてきたごみで、卵が産めない...

探究する力

～環境問題を多面的に考察し、その本質や解決策を見つけ出す力～

ポイント

環境課題とその対策などについて、知識や経験をもとに様々な面から考察していくことで、より広い視点や異なる立場からの考え方を育むことができます。



環境問題を様々な側面から考えてみる

活用する力

～環境を守るために必要な知識やスキルを自ら身に付け、活かす力～

ポイント

学んだことをもとにできることを考え、身近なところから実践して成果を実感することで、さらに知識やスキルを身に付けたいという意欲が生まれ、学習と実践の好循環につながります。



調べたことを実践で活かす

共働する力

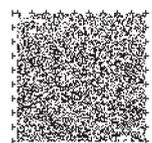
～共に未来を創り出すために、みんなとつながる力～

ポイント

学校や地域の行事などをみんなで協力し合って成功させることで連帯感が生まれ、行動を起こしやすくなったり、強みを活かして行動が発展したりします。



力を合わせると成果ややりがいアップ！



4 各主体に期待される取組と施策の展開

各主体（家庭、学校、社会）には、以下に示すような各取組を通じて「五つの力」を育み、県民一人一人の学びを行動につなげていくことが期待できます。

「五つの力」を育んで行動への意欲を引き出すためには、次の点に心がけることが効果的と考えられます。

- ・自分のこととして捉えやすい身近な課題や場を取り上げる
- ・実感として伝わり記憶に残りやすい体験を取り入れる
- ・楽しい学びで明るく前向きな態度を引き出す

さらに、取組の実施に当たっては、世界共通の課題である SDGs と関連付けることにより、行動への意欲をより効果的に引き出すことができます。

県では、各主体に期待される取組を支援するため、様々な施策を展開していきます。

	〈各主体に期待される主な取組〉	〈県の推進する主な施策〉
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接体験（身近な自然の体験等）の機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な体験により、感性を育む ● エコアクションの実践 ● 世代間の学び合い・育ち合い <ul style="list-style-type: none"> ・ 昔の知恵・慣習や、学校で得た知識・習慣から互いに学び合う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭での環境学習に役立つ情報の収集・発信 ● 体験等を通して、気軽に楽しく学び合える機会と場の確保
学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達段階に応じた環境教育の実施 ● 体験学習・問題解決的な学習の充実 ● ESDの視点を意識した環境教育の実施 ● 多様な主体との連携・協働による環境教育の実施 ● 学校の外へと発展する環境教育の実施 ● 環境教育やESDの推進のための人材育成と研究 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とふれあう学習の促進 ・ 低炭素社会、水、資源循環、エネルギー、買物や食に関する学習の促進 ・ 学習施設等のネットワークの活用など
社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 【事業者】 事業活動での環境負荷低減を通じた実践的な環境学習の実施など ● 【NPO等】 専門性を活かした環境学習の実施など ● 【地域コミュニティ】 地域の行事や課題を素材にした環境学習の実施など ● 【行政】 地域の特性を活かした環境学習等を実施できる環境づくりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習等の推進のためのネットワークづくり ● 環境学習指導者の育成と活用 ● 各主体の専門性等を活かした環境学習等の促進 ● 環境学習等を行う市町村等への支援など

5 取組の効果的な展開に向けて

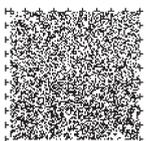
「行動する人づくり」を進めるためには、環境学習等を通じて「五つの力」を育んでいくことに併せて、その機会を拡充することや手法の工夫などにより、学びの質を高めることが大切です。

（1）世代に応じた取組の拡充

環境学習等は、持続可能な社会を支える人づくりであり、継続的・発展的な実施が必要です。そして、世代ごとに適した環境学習等は異なるため、それぞれ特色を持たせた内容とすることが求められます。

そのため、誰もが学べる機会を得られるよう、行政を始め地域のあらゆる主体がそれぞれ、または連携・協働により、様々な世代に応じた環境学習等を拡充していくことが重要です。

県では、各世代のニーズに対応した環境学習等の場や機会の充実に努めるなど、各主体が実施する多様な環境学習等を支援していきます。



世代に応じた県の取組（環境学習事業）

未就学児童

一日もりの学舎ようちえん、森の伝道師派遣等

インタープリターによる、保育所・幼稚園等向け自然体感プログラムの提供や、幼稚園等での自然体験の普及のための保育者向け研修等



保育者向け研修

小中学生

夏休み環境学習講座などの各種講座

学校、団体、親子等を対象に、もりの学舎やあいち環境学習プラザで行う、実験や自然体験を交えた体験型の講座等



環境学習講座

高校生

あいちの未来クリエイト部

高校生が、大学・NPOなどの支援を受けながら環境に関するテーマを調査・研究し、その結果を基に地域向け環境学習教材を作成・普及



川での水生生物調査

大学生

かがやけ☆あいちサステイナ研究所

パートナー企業・団体が提示する環境課題に対し、学生が研究員となり、現場調査や企業・団体担当者との議論を実施し、解決策を提案



成果発表会

社会人

あいち環境塾

環境やエネルギーなどの分野で活躍する第一線の有識者・指導者からの講義、塾生同士の討論等を通じた、環境リーダーの育成



チームディスカッション

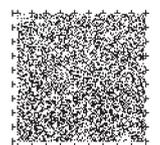
中高年・シニア

あいち eco ティーチャー養成校

環境学習施設や学校などでの講座実施を目指し、中高年・シニア世代を環境学習の講師として養成



養成講座



(2) 連携・協働の強化

各主体の取組を一層効果的にするには、主体間や世代間の学び合い・育ち合いへと発展する連携・協働を一層促していくことが必要です。

県では、主体間の相互理解を促して連携・協働機能の充実を図るための仕組み等を最大限に活かし、各主体のポテンシャルを活かした効果的な環境学習等が展開されるよう、「多様な主体の連携・協働」を促進します。

また、異なる世代が学び合うことで、異なる時代のことを知り、互いに気づきや発見を得る育ち合いに発展し、深い学びにつながることから、「世代間の学び合い・育ち合い」を促す環境学習等を推進します。

連携・協働の強化（^{あえる}AELネット（愛知県環境学習施設等連絡協議会））

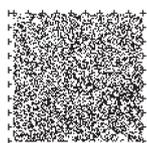
県内の市町村や環境学習施設など 218 施設等（平成 30 年 10 月末現在）で構成する愛知県環境学習施設等連絡協議会（Aichi Environmental Learning Network, 略称 AEL（あえる）ネット）では、互いの施設について、見学やプログラムの体験、ワークショップ、事例紹介などを通して学び合うことで、各施設等でのより良い環境学習の取組につなげています。



連携・協働の強化（環境学習コーディネーター）

環境学習等を実感を伴った学びとするためには、専門的な人材への依頼や実体験のできる教材・施設などの活用が有効です。

そこで、本県では、体験等を通じた実践的な環境教育を広く実現していくことを目指し、環境学習を受けたい方（学校、地域コミュニティ、企業など）と環境学習を提供できる方をつなぐ環境学習コーディネーターが、講師、教材、場所、施設などの紹介や調整を行っています。



連携・協働の強化（協働授業づくり研修）

本県では、環境の課題解決に取り組む地域の人材と学校が協働して授業を創り上げる「協働授業づくり」を進めることで、より効果的で実感を伴った環境教育の普及を目指しています。その一環として、平成 29 年度から協働授業づくり研修「子どもの目が輝く講座の作り方」を開催しています。



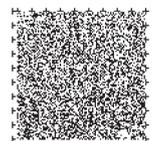
事業者、NPO、教員など、経歴も年齢も多彩な受講者が参加するこの研修では、平成 29 年 3 月に発表された新しい学習指導要領のポイントやアクティブ・ラーニング体験を通して、「子どもに教える」でなく「子どもが学ぶ」ことの重要性について学びます。また、互いの強みを活かし合って授業を創り上げる演習を通して、子どもたちの深い学びを実現させるために多様な主体が連携・協働することを体験します。

6 行動計画 2030 の推進体制

行動計画 2030 は、県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO 等、学識経験者から構成された「愛知県環境教育等推進協議会」の協議を経て策定しました。

行動計画 2030 における具体的な取組の実施に関し、各構成員が中心となり、お互いに協力して環境保全活動や環境保全の意欲の増進、環境教育に関する取組のほか、協働取組を推進していきます。

同協議会において本行動計画の進捗を把握し、県では、その結果を効果的な施策展開につなげていきます。



地球温暖化

● 地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象であり、大気中 CO₂ 濃度（世界平均値）は、産業革命（18 世紀～19 世紀頃）前の約 280ppm から 2016 年には 403.3ppm に上昇しています。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によれば、1880 年から 2012 年までに世界の平均気温は 0.85℃ 上昇しており、その主な原因は人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いとしています。また、有効な対策を取らず、現状のまま温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末の平均気温は最大 4.8℃ 上昇し、海面水位は最大 82cm 上昇すると予測しており、人々の健康や生態系に不可逆的な影響を及ぼすリスクが非常に高くなるとしています。その上で、産業革命前からの気温上昇を 2℃ 未満に抑えるとの国際目標を達成するためには「多様な道筋がある」としており、そのためには、温室効果ガスの排出量について、2050 年までに 2010 年比で 40～70% 削減するとともに、今世紀末までにほぼゼロとすることが必要としています。

このように、各国の取組が重要性を増す中、2015 年に開催された COP21 において、2020 年以降の新たな法的枠組みであるパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として 2℃ 目標の設定、1.5℃ に抑える努力を追及することなどが規定されています。これを踏まえ、国は平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0% 削減することを目標としています。

● 本県における温室効果ガスの状況

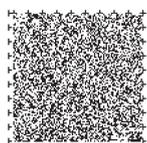
2015 年度の本県の温室効果ガス排出量は、約 79,508 千トン-CO₂ であり、前年度の排出量と比べて、1.1% 減少しています。また、平成 30 年 2 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の基準年度である 2013 年度と比べて、3.5% 減少しています。

なお、全国的な傾向から簡易的に推計した、2016 年度の温室効果ガス総排出量の試算値は 78,100 千トン-CO₂ となり、2015 年度より減少する見込みです。

本県における温室効果ガス排出量の推移



(資料) 環境部調べ



本県における温室効果ガス排出量

区分		基準年度排出量 (千トン-CO ₂)	2015 年度排出量(割合) (千トン-CO ₂) (%)	増減率(2013—2015) (%)	
				区分内	
エネルギー 起源 CO ₂	産 業	40,153	39,512(53.8)	▲ 1.6	▲ 3.8
	民生(業務)	12,072	10,881(14.8)	▲ 9.9	
	民生(家庭)	8,584	7,376(10.0)	▲14.1	
	運 輸	13,327	13,387(18.2)	+ 0.5	
	エネルギー転換	2,435	2,303(3.1)	▲ 5.4	
	小 計	76,571	73,459(100.0)	▲ 4.1	
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		3,653	3,509	▲ 0.2	
代替フロン等 4 ガス		2,159	2,540	+ 0.4	
合 計		82,384	79,508	▲ 3.5	

- (注) 1 基準年度は 2013 年度。
 2 代替フロン等 4 ガスは、HFC、PFC、SF₆、NF₃。
 3 増減率は、区分内については基準年度排出量に対する 2015 年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(82,384 千トン-CO₂)に対する 2015 年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。
 4 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

(資料) 環境部調べ

● 地球温暖化対策に関する施策

「あいち地球温暖化防止戦略 2020」では、2020 年度における県内からの温室効果ガス排出量を、1990 年度比で 15%削減という目標を掲げ、本県の地域特性を踏まえた 4 つの取組方針の下、17 の重点施策の展開により、地球温暖化対策を推進しました。今後は、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」に基づき、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体と問題意識を共有し連携しながら、取組を進めていきます。(「あいち地球温暖化防止戦略 2030」については、特集 1 で紹介しています。)

◇ あいち CO₂削減マニフェスト 2020

「あいち CO₂削減マニフェスト 2020」とは、事業者の方々に地球温暖化対策に主体的に取り組んでいただくため、事業者が自ら定めた具体的な取組内容を宣言し、県が認定・公表することで他の事業者や他地域への展開を期待するものです。平成 29 年度末における認定事業者数は、49 社となっています。

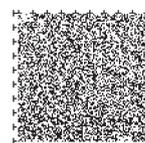
◇ 地球温暖化対策計画書制度

県民の生活環境の保全等に関する条例(以下、「生活環境保全条例」という。)では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場・事業場を設置し又は管理する者(地球温暖化対策事業者)に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(地球温暖化対策計画書)を原則 3 年の計画期間ごとに作成すること及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面(地球温暖化対策実施状況書)を作成し、知事に提出することを義務付けています。

平成 29 年度に提出された地球温暖化対策実施状況書を集計した結果、平成 28 年度の温室効果ガス排出量は 36,884 千トン-CO₂であり、前年度(平成 27 年度)比で 3.9%増加しました。

◇ 住宅用地球温暖化対策設備の普及促進

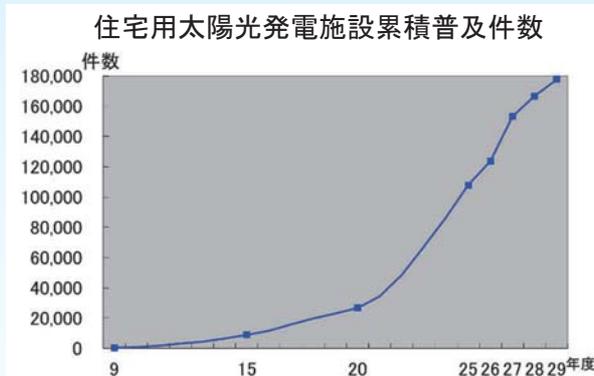
家庭の CO₂削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、平成 15 年度か



ら、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対し、その費用の一部を補助しています。平成 27 年度から家庭用エネルギー管理システム（^{ヘムス}HEMS）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備を補助対象としています。

また、平成 28 年度から集合住宅も補助対象として追加し、平成 30 年度からは太陽光発電施設の発電電力の自家利用を進めるため、同施設と HEMS に、蓄電池又は電気自動車等充給電設備を一体的に導入する場合の補助メニューを加え、さらなる普及拡大を図っています。

平成 24 年から国において開始された太陽光発電等の固定価格買取制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は、平成 29 年度末で約 17 万 8 千基に上り、全国第 1 位となっています。



◇ 普及啓発

平成 29 年度は、愛知県地球温暖化防止活動推進センターや、地域における地球温暖化対策推進等の担い手として知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員（平成 30 年 3 月末現在で 158 名）などの協力を得て、小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催、各種イベントにおけるブース出展などを行いました。

また、家庭から排出される CO₂の「見える化」を図るため、環境家計簿をウェブ上で記帳できる「わが家の省エネ& CO₂ダイエット作戦」を実施しました。

さらに、つる性の植物で建物の窓や壁面を覆うことで室内や壁面の温度上昇を抑える「緑のカーテン」の普及を図るため、「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施し、平成 29 年度は 110 事例の応募があり、部門ごとに優秀事例を決定しました。

大気環境

● 大気汚染とは

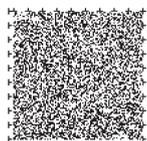
大気汚染とは、工場、事業場から排出されるばい煙、自動車排出ガスなどの各種汚染物質によって大気が汚れ、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。

● 大気汚染の概況

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、二酸化硫黄などによる大気汚染の状況把握のための調査を行っていますが、その概況は次のとおりです。

◇ 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、石油や石炭等の燃料を燃焼する際に、その中に含まれる硫黄が酸化されて発生し、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えると同時に呼吸機能に影響を及ぼすとされています。大気中の二酸化硫黄の濃度は改善が進み、三宅島噴火の影響があった平成 12 年度を除き、昭和 55 年度以降、全ての測定局で環境基準を達成しています。



◇ 二酸化窒素 (NO₂)

物質の燃焼により、空気中の窒素等が酸化されて発生し、高濃度のときは目、鼻等を刺激するとともに呼吸器に影響を及ぼすとされています。平成 29 年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）のいずれにおいても 100%であり、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、主に物質の不完全燃焼によって発生し、高濃度のときは頭痛、めまい、意識障害を起こすとされています。昭和 48 年度以降、環境基準達成率は一般局、自排局いずれも全て 100%を維持しています。

◇ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 10 μ m 以下のものをいい、産業活動、自動車走行、土砂の巻き上げなどにより発生し、高濃度のときは呼吸器等に悪影響を与えるとされています。平成 29 年度においては、一般局、自排局ともに全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素等が太陽の紫外線等により光化学反応を起こし二次的に生成される汚染物質の総称で光化学スモッグの原因となっており、高濃度のときは目を刺激し、呼吸器、その他の臓器に悪影響を及ぼすとされています。平成 29 年度においては、平成 28 年度と同様、全ての測定局で環境基準を達成していません。光化学スモッグ予報の発令日数は 1 日で、注意報、警報及び重大警報の発令はありません。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。なお、昼間（5時から 20時まで）年平均値は、横ばいの傾向にあります。

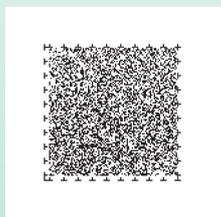
◇ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μ m 以下の粒子のことです。粒径が小さいため吸い込むと肺の奥深くまで達し、健康への影響が懸念されています。平成 21 年 9 月に環境基準が設定され、平成 23 年 4 月から常時監視を開始しました。平成 29 年度においては、一般局では 40 局中 37 局で環境基準を達成し、自排局では、全ての測定局で環境基準を達成しました。

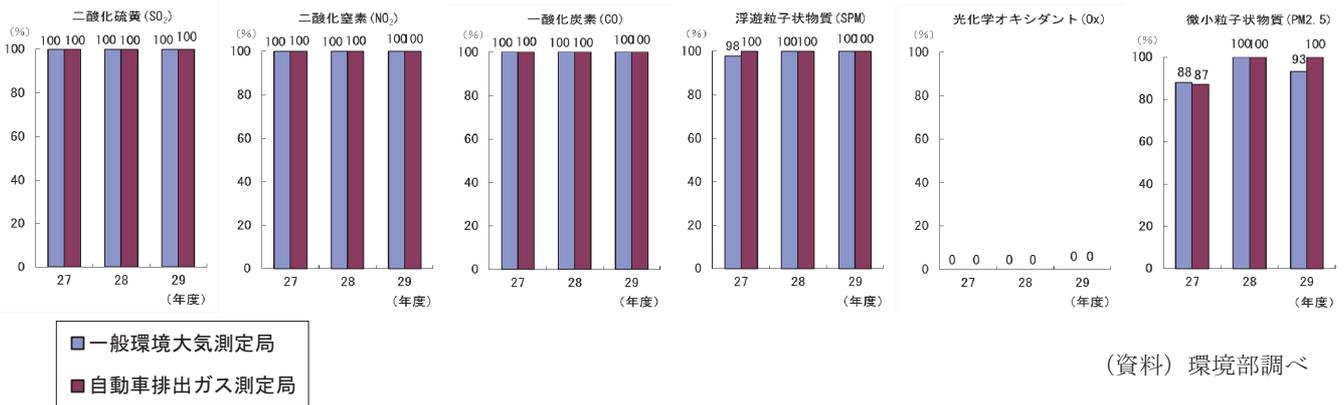
◇ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の 9 物質については「**環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値**」が定められています。

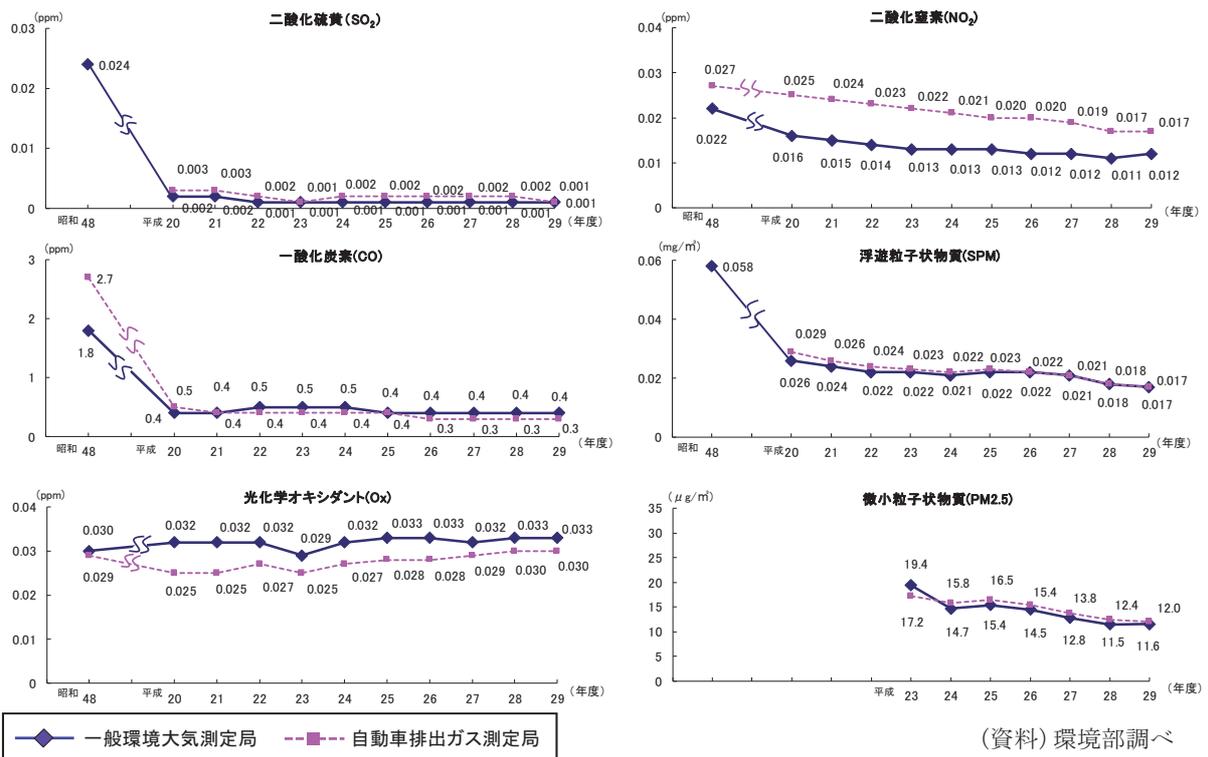
県は、これらの環境基準や指針値の定められた全ての物質についてモニタリング調査を実施しており、平成 29 年度は全ての地点で環境基準を達成するとともに指針値を満たしています。



大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



大気汚染に係る環境基準が定められている物質の全県年平均値の経年変化



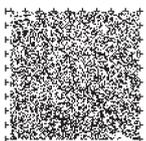
● 大気環境保全に関する施策

◇ 工場・事業場への規制

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を行っています。また、生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。平成29年度は延べ2,764工場・事業場について立入検査を実施し、施設の使用状況、処理設備の管理状況、ばい煙の排出状況等を確認し、必要に応じて改善指導等を行いました。さらに、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、オフロード車からの排出ガスの規制を行っています。

◇ VOC（揮発性有機化合物）対策の推進

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）は、大



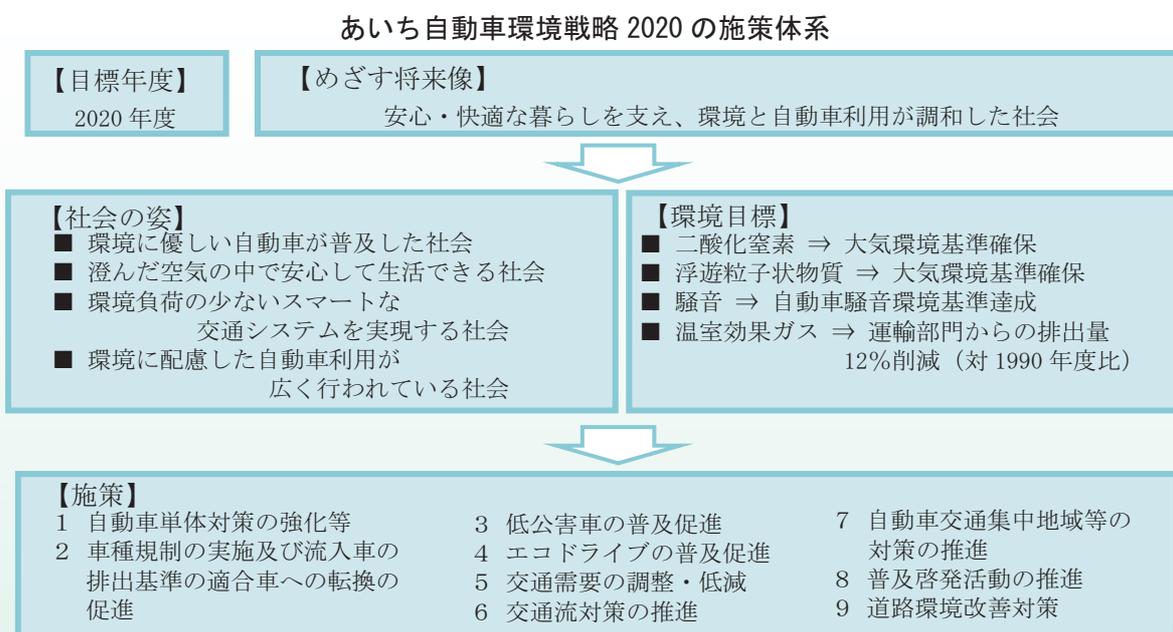
気汚染防止法の改正により、平成 18 年 4 月から排出規制が始まりました。県は、啓発資料の作成、講習会等の開催や、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、事業者の自主的な VOC 排出抑制の取組を支援しています。その結果、県内の VOC 大気排出量は平成 12 年度の排出量（7.3 万トン）を基準にして、平成 22 年度には目標（平成 12 年度比約 4 割削減）を達成し、その後もほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度は約 4.7 万トンでした。

◇ **アスベスト対策の推進**

アスベスト（石綿）は、**大気汚染防止法**により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として特定粉じん指定されています。特定粉じんについては、特定粉じん排出等作業の規制が行われており、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物の解体、改造及び補修作業について、実施の届出とともに作業基準に従うことが義務付けられています。平成 29 年度は県に 184 件の届出があり、立入検査等により特定粉じんの飛散防止について事業者に対する指導を行っています。

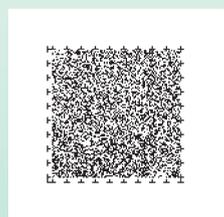
◇ **自動車による大気汚染対策**

大気環境基準の確保や温室効果ガスの削減に向け、県の特色を生かした先進的かつ効果的な施策を盛り込み、さらに「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく「総量削減計画」を取り込んだ「**あいち自動車環境戦略 2020**」を平成 25 年 3 月に策定し、目標年度である平成 32 年度（2020 年度）に向けて、「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現を目指し、低公害車の普及促進や流入車の排出基準の適合車への転換の促進などの自動車環境対策を推進しています。



◇ **自動車NOx・PM法対策地域における流入車対策**

県は、名古屋市及び岡崎市とともに「**貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱**」を平成 22 年 8 月に策定、施行しました。



この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行する場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することとなっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することとなっています。

生活環境（騒音・振動・悪臭）

● 概況

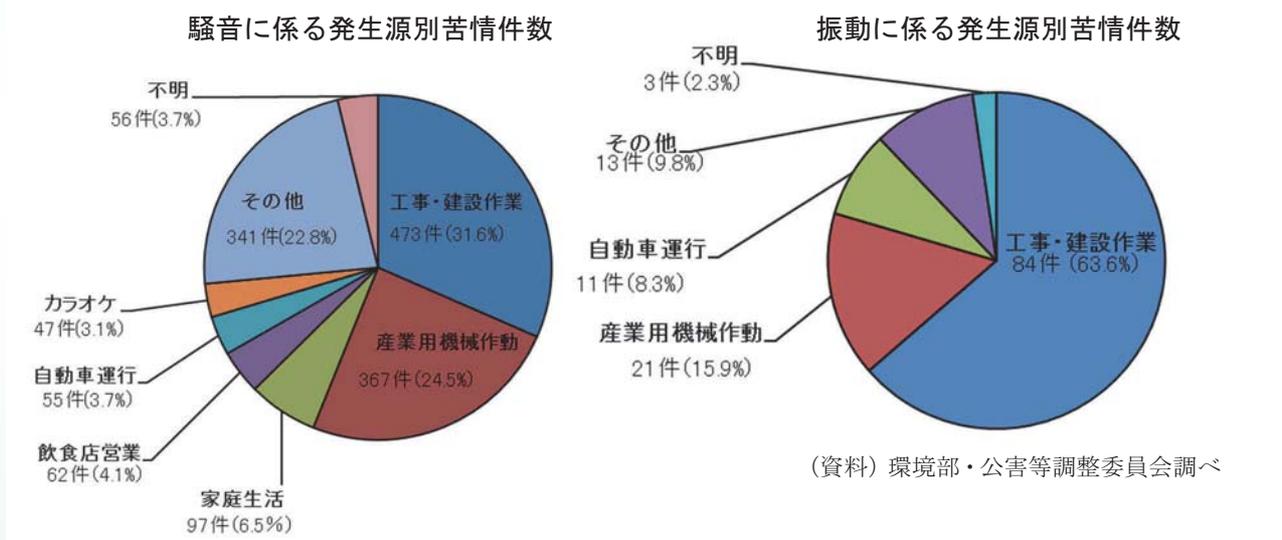
騒音、振動、悪臭は騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づき、市町村長によって事業者に対する規制・指導が行われています。

また、市においては、それぞれの市長が騒音、振動、悪臭に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、県は町村の規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、市町村に対する必要な協力・支援を行っています。

● 騒音・振動の現況

◇ 一般の騒音・振動

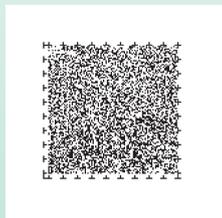
平成 29 年度の騒音に係る苦情件数は 1,498 件、振動に係る苦情件数は 132 件で、発生源別の内訳はそれぞれ次の図のとおりです。



◇ 自動車騒音・道路交通振動

平成 29 年度の主要幹線道路沿いの自動車騒音は、1,087 区間 463,559 戸中 443,934 戸で環境基準を達成しました。一方、自動車騒音に関する要請限度については、126 地点中 6 地点で超過しました。また、道路交通振動については、平成 29 年度に測定した 52 地点の全てで要請限度を下回りました。

要請限度：騒音規制法第 17 条第 1 項に基づき市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、県公安委員会に対して措置要請する際の基準。また、振動規制法第 16 条第 1 項に基づき市町村長が、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は県公安委員会に対して措置要請する際の基準。



◇ 航空機騒音

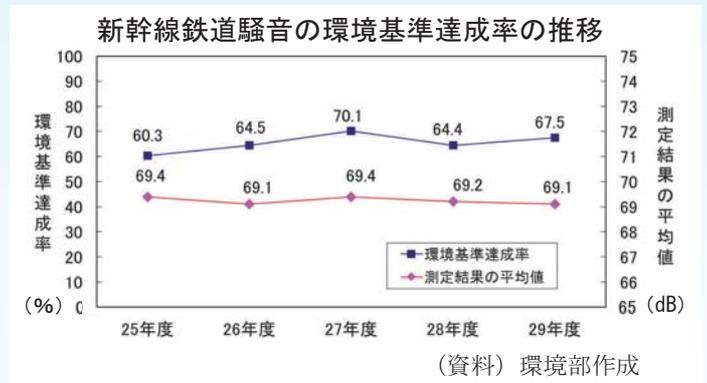
県営名古屋空港では、平成 29 年度は 5 地点で通年測定、11 地点で短期測定を実施し、16 地点中 10 地点で環境基準を達成しました。

中部国際空港では、平成 29 年度は、夏季と冬季に、空港周辺の 7 地点で短期測定を実施し、環境基準の地域類型を指定した地域の 5 地点については全て環境基準を達成、指定地域外の 2 地点についてもいずれも環境基準値を下回りました。

◇ 新幹線鉄道騒音・振動

平成 29 年度は、沿線 77 地点で新幹線鉄道騒音を測定した結果、52 地点で環境基準を達成し、達成率は 67.5% でした。また、測定結果の平均値（各地点の測定結果の算術平均値）は 69.1 デシベル（dB）でした。最近 5 か年の環境基準の達成率は右図のとおりです。

また、新幹線鉄道振動については、沿線 29 地点で測定した結果、全ての地点で振動指針値を下回りました。



● 悪臭の現況

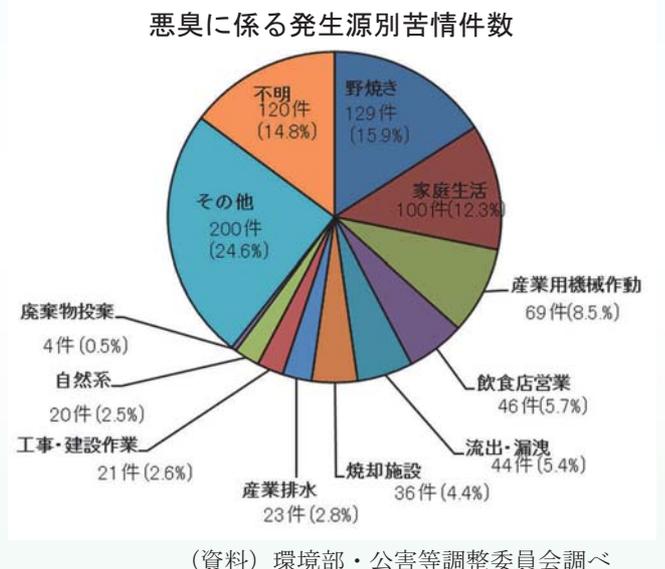
平成 29 年度の悪臭に係る苦情件数は 812 件で、発生源別の件数は右図のとおりです。

● 県の施策

工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、**騒音規制法**及び**振動規制法**に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

また、工場・事業場からの悪臭を規制するため、**悪臭防止法**に基づき、町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

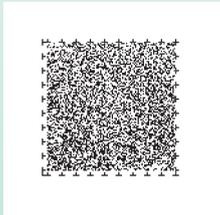
さらに、**生活環境保全条例**に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限、悪臭関係 15 業種に対する届出の義務付け等を行い、生活環境の保全に努めています。



水環境

● 水質汚濁とは

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属などの有害物質や富栄養化の原因である窒素、リンの量が増加した状態をいいます。その汚濁原因は、家庭、工場・事業場、畜舎、田畑等からの排水です。



● 水質汚濁の現況

公共用水域の水質の環境基準については、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、水域類型の指定がされた河川、湖沼及び海域に適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類が設けられています。平成29年度は、河川103地点、湖沼2地点、海域41地点の調査を行いました。現況は以下のとおりです。

◇ 公共用水域（河川、湖沼、海域等）

<健康項目>

カドミウム、鉛など139地点（河川98地点、湖沼2地点、海域39地点）で調査を実施した結果、名古屋市内水域の荒子川の荒子川ポンプ所で1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しませんでした。その他の項目及びその他の138地点における全ての項目で環境基準を達成しました。

<生活環境項目>

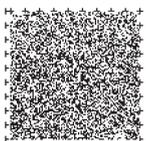
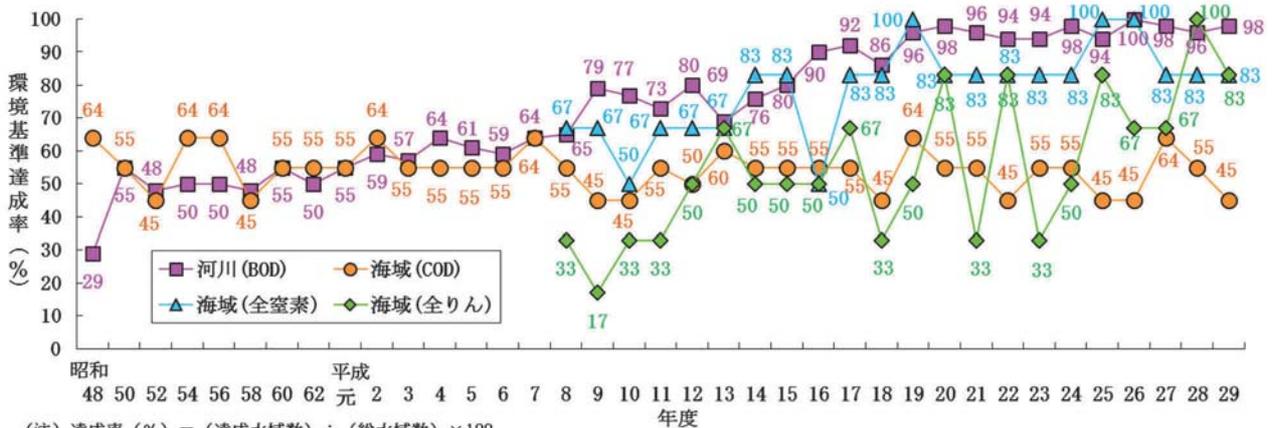
生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）などの調査を実施しました。河川に適用されるBODについては、平成29年度は49水域のうち48水域で環境基準を達成しました。湖沼のCODの環境基準が適用される油ヶ淵では、環境基準を達成しませんでした。海域のCODについては、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の11水域のうち5水域で環境基準を達成しました。

全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の6水域のうち5水域で環境基準を達成しました。

長期的な推移をみるとBOD、全窒素及び全りんの達成率は改善傾向にあり、CODの達成率は概ね横ばいです。

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩））については、河川では42水域のうち、全亜鉛は37水域で、ノニルフェノール及びLASは42水域で環境基準を達成しました。また、湖沼（油ヶ淵）及び海域4水域では、全ての水生生物の保全に係る環境基準項目の環境基準を達成しました。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



河川のBOD及び湖沼・海域のCODの環境基準適合状況



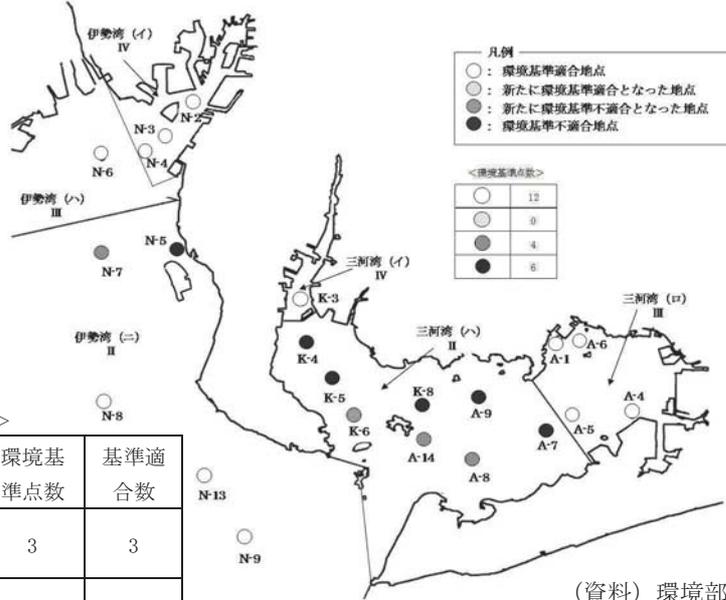
<岐阜県及び三重県調査分>

	水域名	環境基準点数	基準適合数
岐阜県調査分	木曾川中流	1	1
三重県調査分	木曾川下流	1	1

(資料) 環境部調べ

(注) 木曾川中流では岐阜県の、木曾川下流では三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

海域の全窒素の環境基準適合状況

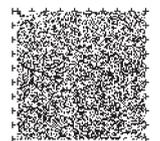


<三重県調査分>

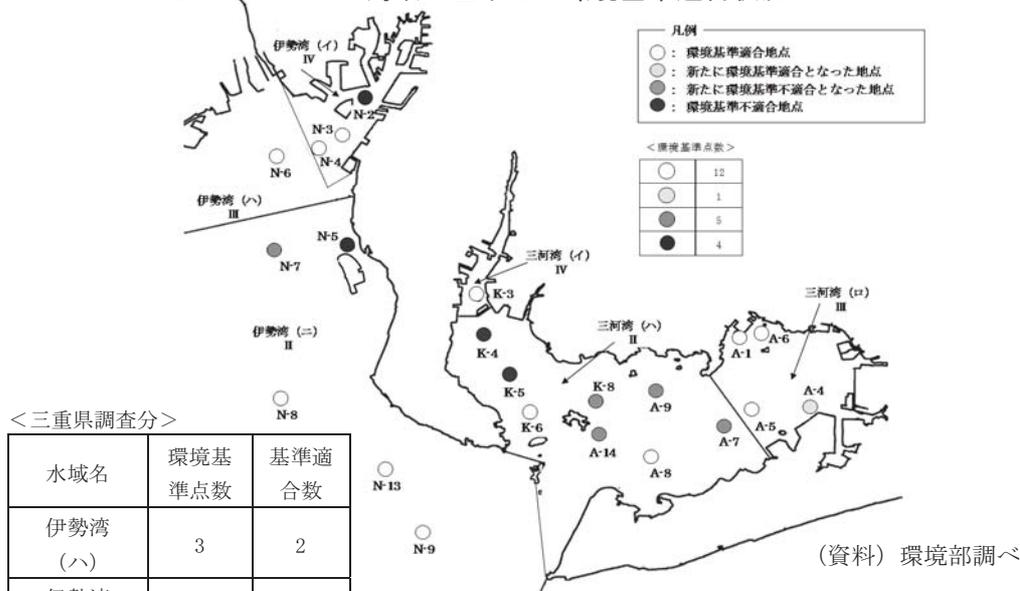
水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾 (ハ)	3	3
伊勢湾 (ニ)	6	5

(資料) 環境部調べ

(注) 伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。



海域の全りんの環境基準適合状況



(注) 伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

◇ 地下水

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査には、メッシュ調査（県内を176のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）と定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ19地点で行う調査）があります。

平成29年度においては、メッシュ調査93地点及び定点調査19地点の計112地点で、環境基準が定められている28項目について調査しました。メッシュ調査の結果、90地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、3地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、総水銀、ふっ素でした。

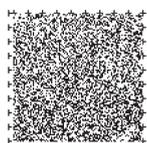
また、定点調査の結果、15地点では全ての項目で環境基準を満たしていましたが、4地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素でした。

● 水環境保全に関する施策

◇ 工場・事業場に対する規制指導

水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対し、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質については排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る排出水の汚濁負荷量の総量を規制しています。

平成29年度は、事業場に対し延べ3,140件の立入検査と791件の採水検査を実施しました。排水基準を超えた件数は34件でした。県は、排水基準を超えた事業場に対して改善命令（1件）及び改善勧告（10件）等を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しました。



◇ 油ヶ淵浄化対策の推進

県と油ヶ淵周辺 4 市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）は県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水環境改善を図るため、「**第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）**」に基づき、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、ヨシ等による植生浄化等の水環境改善事業や地域住民、NPO 等と協働して取り組む水環境モニタリングなどを実施しています。

平成 29 年度の COD75%値は 7.4mg/L であり、水質は改善傾向にあります。



油ヶ淵全景
(写真提供：株小島組)

◇ 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進

伊勢湾・三河湾は、突き出した半島によって湾口が狭く外海と水の交換が行われにくい典型的な閉鎖性水域であり、水質汚濁、富栄養化等の現象が生じています。これまでの取組により、汚濁負荷量の総量は着実に削減されてきましたが、環境基準達成率の改善は未だ十分ではありません。このため、平成 29 年 6 月に「**第 8 次総量削減計画**」（目標年度：平成 31 年度）を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進しています。

また、平成 24 年度からは、県民、NPO 等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「**三河湾環境再生プロジェクト ーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー**」として、「**三河湾大感謝祭**」など三河湾の環境について関心を深める事業や NPO 等の活動支援などを実施しています。

◇ 生活排水対策の推進

県は、**生活環境保全条例**に基づく「**生活排水対策に関する基本方針**」を策定し、生活排水対策実践活動の普及・定着を図るため、行政、事業者及び県民など、多方面に啓発活動を展開するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

◇ 地下水汚染対策

県内の地下水の汚染状況を把握するため、メッシュ調査や定点調査等の常時監視を行っています。また、**生活環境保全条例**において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況の調査や、汚染が基準に適合しないことが判明したときの知事への届出義務を課しています。

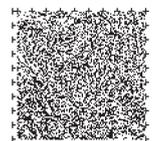
◇ ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

愛知県**ゴルフ場農薬適正使用指導要綱**及び**愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針**を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を行っています。また、平成 29 年度は、県内 26 ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度の実態調査を実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした。

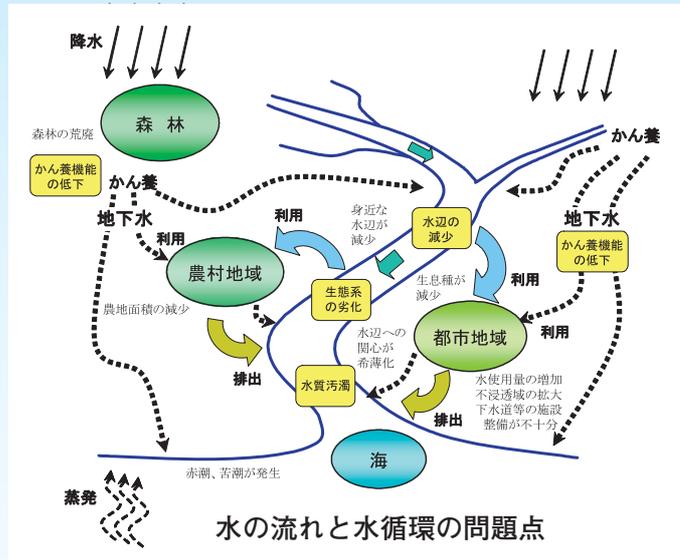
◇ 水循環の再生

急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、水質汚濁、身近な水辺の減少等様々な問題が発生しています。

県では、平成 17 年度に策定した**あいち水循環再生基本構想**に基づき、「人と水との豊かなかわり



の回復・創造」を目指し、健全な水循環の再生に取り組んでいます。その一環として、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を県内3地域で設立し、地域の実情に沿った行動計画を策定するとともに、独自に定めたあいちの水循環再生指標を用いた「流域モニタリング一斉調査」を実施しています。平成29年度は県内全域で196地点、1,273名の参加がありました。



◇ 水生生物調査結果

身近な自然にふれあうことで県民の環境問題への関心を高めること等を目的に、夏休みの期間を中心に、昭和60年から毎年度、水生生物調査を実施しています。平成29年度は、県内の83河川148地点で92団体・延べ3,576人が参加しました。

土壌環境・地盤環境

● 土壌汚染とは

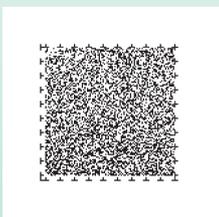
土壌汚染とは、土壌が直接的あるいは大気汚染や水質汚染を通じて間接的に汚染されることをいいます。土壌汚染が進むと、農作物の生育阻害、汚染土壌で生産された農作物や汚染地下水による健康被害につながるおそれがあります。

近年、市街地での有害物質による土壌汚染の事例が増えていることから、国は土壌汚染対策法を、県は生活環境保全条例をそれぞれ制定し、汚染の状況把握や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めています。

● 土壌汚染防止のための施策

土壌汚染対策法では、一定の機会をとらえて汚染の状況の調査を行うよう定めています。県は、法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに規制・指導を実施しています。調査の結果、汚染が判明した土地は、県が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、生活環境保全条例では、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の調査義務や、汚染の状況及び応急措置の内容等の知事への届出、さらに、法や条例の規定に基づかない土壌・地下水調査（自主調査）により土壌・地下水汚染が判明した場合についても、調査実施者は知事への報告に努めるよう規定しています。

土壌汚染対策法や生活環境保全条例、自主調査により土壌・地下水汚染が判明した場合は速やかに公表するとともに、土地所有者等による適切な措置を指導し、地下水汚染が判明した場合は周辺の井戸調査を実施するなど、土壌・地下水汚染による健康被害防止に努めています。



土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（平成 29 年度末）

区 分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区域数	28 (3)	158 (16)
これまでに解除した土地の区域数	19 (0)	72 (9)
指定されている土地の区域数	9	86

(注1) () 内の数字は平成 29 年度に指定又は解除した区域数

(注2) 政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の件数も含む。

(資料) 環境部調べ

● 地盤沈下とは

地盤沈下は、主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域において、地下水の過剰な揚水によって地下水位が下がり、その通り道である帯水層の水圧が低下することで、帯水層の上下に存在する粘土層の中に含まれる水が水圧の低い帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することによって発生します。広い地域にわたってゆっくりと進行するため人間が感知することは難しく、また一旦発生するとほとんど元には戻りません。本県は、濃尾平野、三河地域沿岸部に広範囲の海拔ゼロメートル地帯を有し、洪水や高潮、津波等に対する防災面からも地盤沈下の防止が重要です。

● 地盤沈下の現況

工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を施した結果、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

平成 29 年における観測結果では年間 1 cm 以上の沈下を示した水準点は 2 点観測されましたが、地盤の沈下域は見られませんでした。直近 5 年間の累積では愛西市森川町の水準点で 3.77 cm、弥富市五明町の水準点で 3.26 cm 沈下しており、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られました。

過去 5 年間の年間最大沈下量と地盤沈下域面積

年（平成）	25	26	27	28	29
最大沈下量（cm）	0.91	1.00	1.36	0.69	1.05
1cm 以上の地盤沈下域面積（km ² ）	0	約 0	約 0	0	約 0

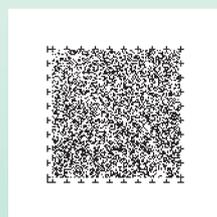
(注) 地盤沈下域面積で「約 0」とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成には至らなかったことを示している。

(資料) 環境部調べ

● 地盤環境保全に関する施策

本県では、過去に尾張地域で激しい地盤沈下が起きたことから、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制に取り組んでいます。また、国は、関係閣僚会議において、濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、今後も要綱を継続して地盤沈下対策を推進していくことが関係府省連絡会議で決定されています。

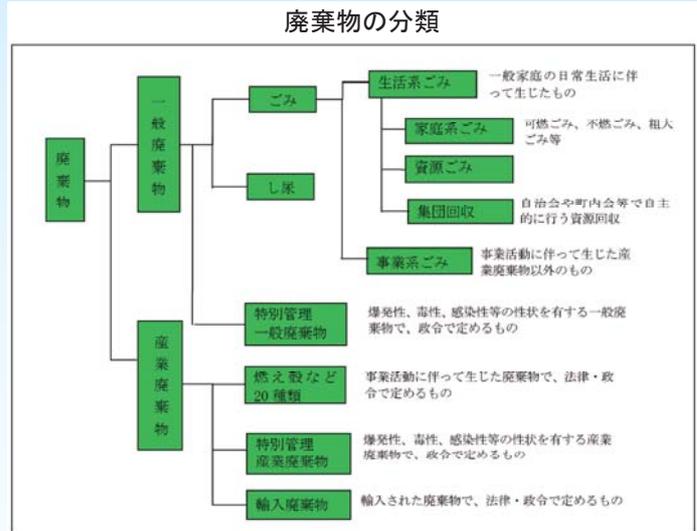
地盤沈下は、概ね沈静化の傾向にあるものの、依然として広範囲な地盤沈下が発生する可能性があるため、県は、地域の状況に合わせて、地盤沈下、地下水位及び地下水揚水量などの調査からなる監視、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制などの防止対策、海岸・河川堤防や排水施設の整備などの防災対策による地盤沈下対策を進めています。



廃棄物・資源循環

● 廃棄物とは

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者が処理責任があります。

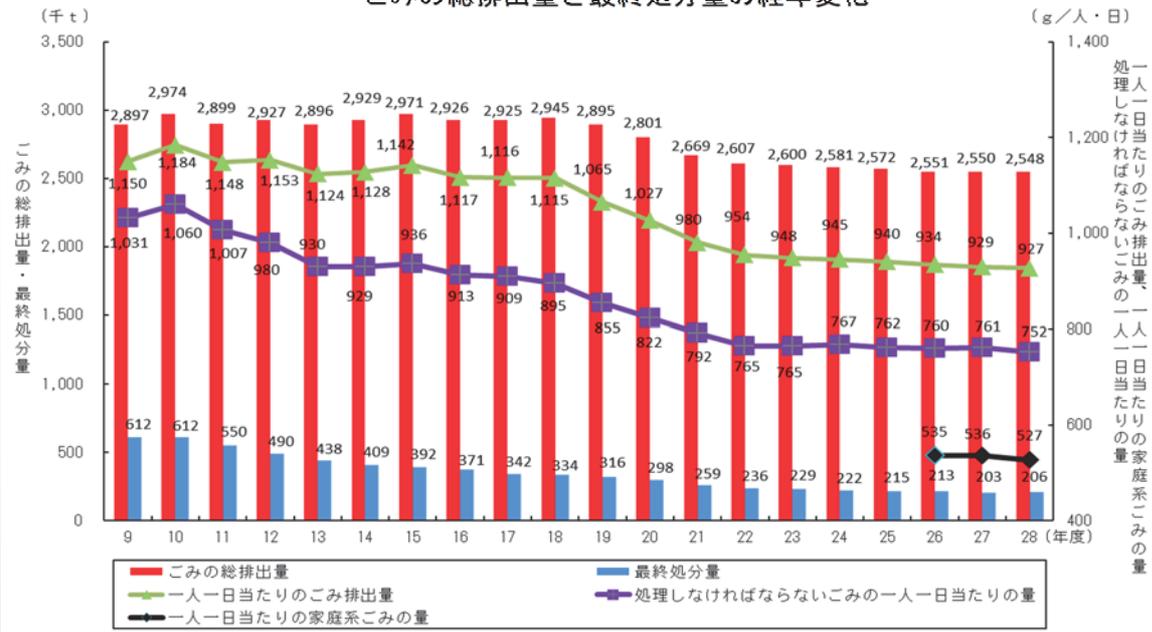


● 廃棄物の現況

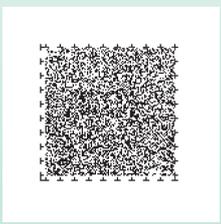
◇ 一般廃棄物

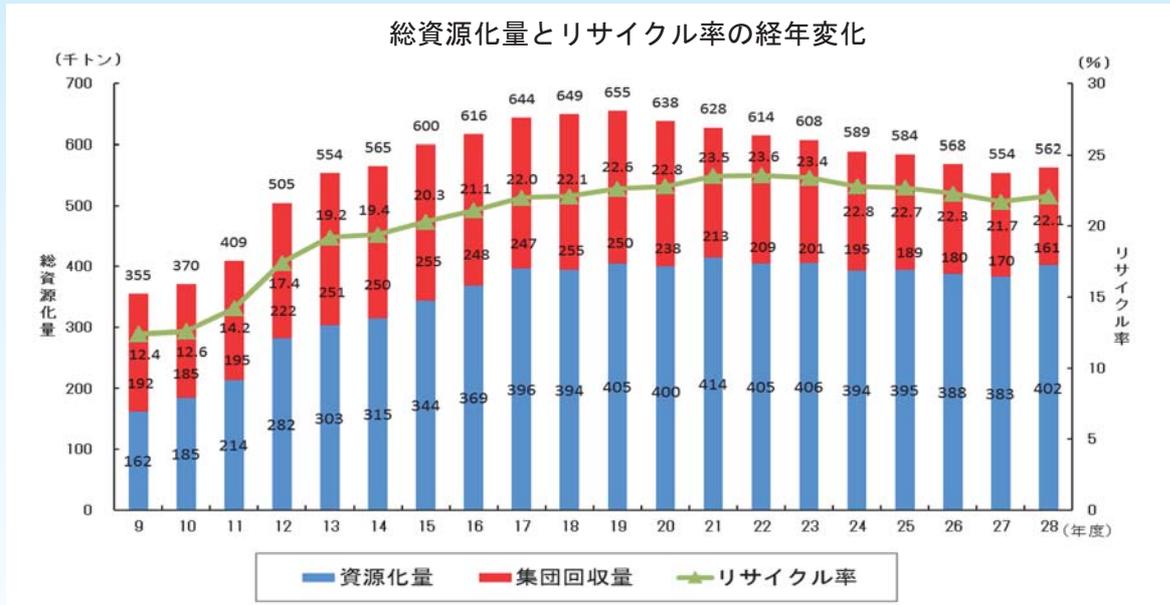
平成 28 年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は 254 万 8 千トンで、県民 1 人 1 日当たりに換算すると 927 g でした。また、平成 28 年度のごみのリサイクル率は 22.1%と前年度に比べ 0.4 ポイント増加しています。

ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



(注 1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注 2) 「一人一日当たりの家庭系ごみの量」とは、「ごみの総排出量」から「事業系収集ごみ量」、「生活系資源ごみ量」及び「集団回収量」を除き、一人一日当たりに換算した値をいう。
 (注 3) 「人口」は住民基本台帳人口であり、平成 19 年度から外国人登録人口を含めている。
 (資料) 環境部調べ

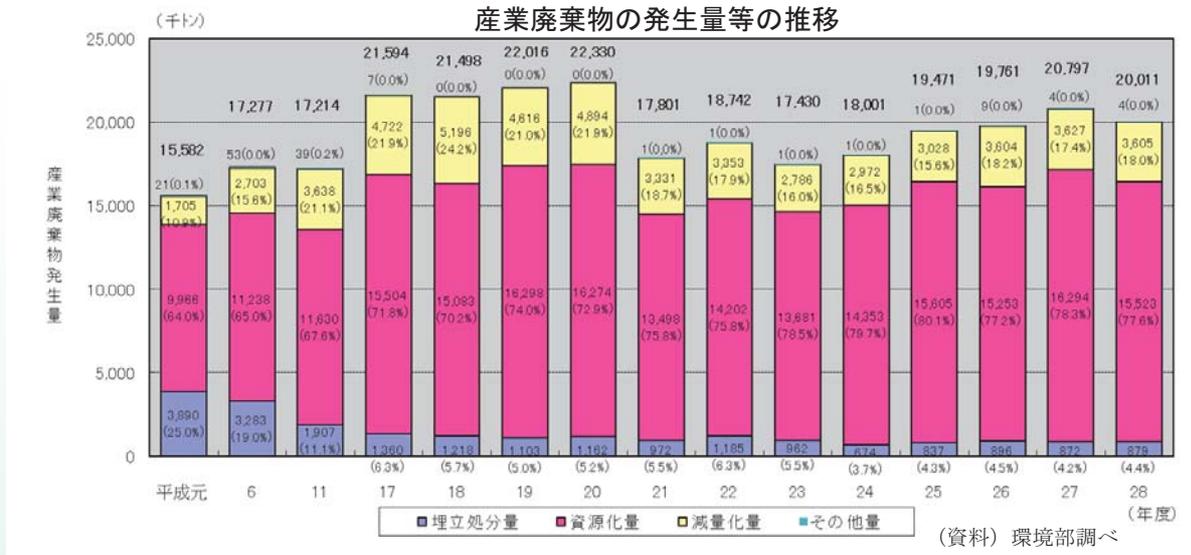




(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「リサイクル率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100
 (注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
 (資料) 環境部調べ

◇ 産業廃棄物

平成 28 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量及び資源化量は前年に比べ減少しています。

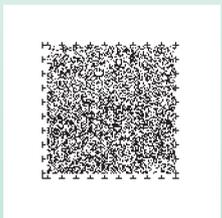


● 廃棄物・資源循環に関する施策

◇ 資源循環型社会の形成

＜資源循環型社会の構築に向けた計画の推進＞

平成 29 年 3 月に「循環の環」を重層的に構築する「地域循環圏」の実現を目指して策定した「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、産学行政の連携・協働の拠点である「あいち資源循環推進センター」を核として、新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を



担う人材の育成、資源循環に関する情報の発信などの取組を、多様な主体との連携の下で進めています。平成 29 年度は、「循環ビジネス創出会議」の開催、先導的・効果的なリサイクル事業に対する補助制度の実施、資源循環や環境負荷低減を目的とする優れた技術や活動に対する「愛知環境賞」の表彰、持続可能な社会を担う人づくりを行う「あいち環境塾」の開講などを実施しました。

◇ 愛知県廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理法に基づき、県は、5 年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。

愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年度～33 年度）における廃棄物処理の目標
（目標年度：平成 33 年度）

項 目	一般廃棄物	産業廃棄物
排 出 量	平成 26 年度に対して約 6%削減し、240 万 4 千トンとする。	平成 26 年度に対して増加を約 3%に抑制し、1,570 万 5 千トンとする。
再生利用率	平成 26 年度の約 22%から約 23%に増加させる。	平成 26 年度の約 70%から約 74%に増加させる。
最終処分量	平成 26 年度に対して約 7%削減し、19 万 8 千トンとする。	平成 26 年度に対して約 7%削減し、82 万 9 千トンとする。
そ の 他 【新目標】	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。	—

注：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量とは、一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たりに換算したものです。

<一般廃棄物対策>

一般廃棄物が適正に処理されるよう、循環型社会形成推進交付金等を活用した計画的なごみ処理施設の整備を促進するなど、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等について市町村に対し技術的支援、財政的支援をしています。

市町村が設置しているごみ焼却施設等に対して立入検査を実施し、廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準の遵守、改善等を指導しています。

市町村等と連携した「ごみ散乱防止キャンペーン」などの普及啓発事業を実施しています。

大規模災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平成 28 年 10 月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、平成 29 年度は、災害廃棄物処理図上演習を県内 2 地域で実施しました。

また、昨今、全国的に問題となっている、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」についても、3010運動^{さんまるいちまる}*推進キャンペーンを実施するなど取組を進めています。

※宴会時の食べ残しを減らすため、〈乾杯後 30 分間〉は、席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き 10 分前〉になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減する運動

<産業廃棄物対策>

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の減量化や適正処理に関する計画の作成を指導しています。

産業廃棄物の適正処理の促進の観点から、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設に対する立入検査や監視指導を実施しています。

産業廃棄物税の税収を産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進並びに適正な処理の推進を図るために活用しています。

産業廃棄物や副産物が再生品として流通・使用される際に、事前に県が届出を受け、環境安全性等を審査する「再生資源活用審査制度」を平成 20 年 7 月から運用しています。



◇ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

平成 13 年 6 月に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、PCB の処分期限を平成 39 年（2027 年）3 月までとしたうえで、処分するまでの間、保管事業者は、適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況を届出することとなっています。平成 29 年度は、県内の 3,383 事業所から届出がありました。

高濃度 PCB 廃棄物は、東海地区では平成 17 年 9 月から中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田 PCB 処理事業所が処理を開始しており、大型変圧器・コンデンサー等の処理が進められています。また、東海地区内の安定器及び汚染物等は、平成 27 年 8 月から同社北九州 PCB 処理事務所で処理が開始されました。低濃度 PCB 廃棄物は、県内では中部電力(株)が平成 17 年 2 月から自社の柱上変圧器の処理を進めています。平成 27 年度からは、国の無害化処理認定を受けた中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン(株)が、変圧器等を処理しています（ゼロ・ジャパン(株)は同年 8 月に処理終了）。

PCB 廃棄物処理の進捗状況については、平成 30 年 3 月末までに、中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田 PCB 処理事業所において変圧器 743 台及びコンデンサー 28,404 台、同社北九州 PCB 処理事務所において安定器 444,169kg、中部電力(株)において柱上変圧器 1,032,484 台、中部環境ソリューション合同会社及びゼロ・ジャパン(株)において変圧器等 272 台が処理されました。

自然環境・生物多様性

● 自然環境の現況

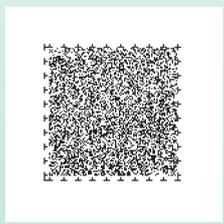
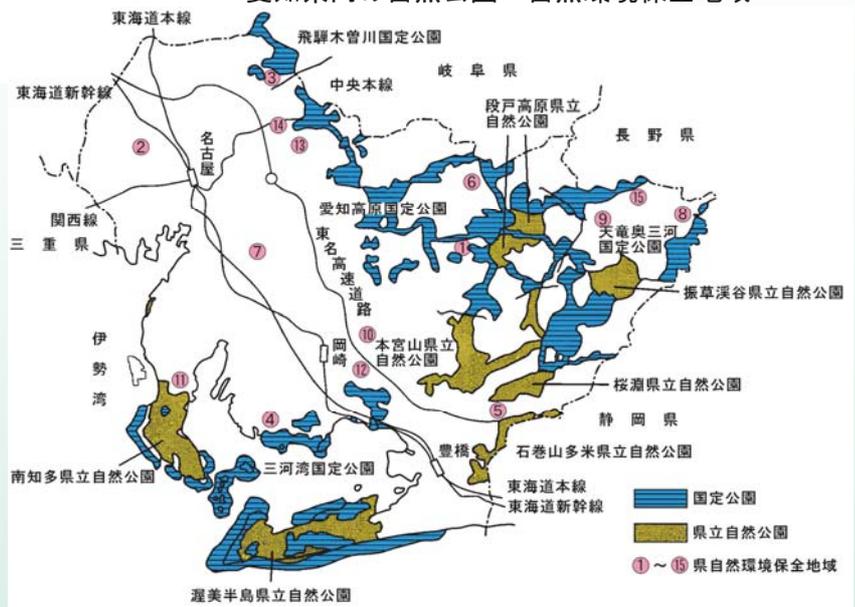
本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は 5,173km² で、東西 106km、南北 94km にわたっています。海岸総延長は約 598km で、そのうち自然海岸が約 37km で、約 2,062ha の干潟及び約 859ha の藻場が確認されています。また、本県は、奥三河山間地から、里山、平野部と多様な自然環境を有し、動物については哺乳類（海生哺乳類を含む）72 種、鳥類 413 種、爬虫類 19 種、両生類 21 種などが、植物については約 4,466 種が確認されています。

● 自然公園の保護と利用

県内には、自然公園法に基づく 4 つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく 7 つの県立自然公園が指定されており、自然公園の陸域総面積は 88,881ha で、県土面積の 17.2% を占めています。

自然公園の優れた風景地を保護し、生物の多様性を確保するため、公園計画に基づき、区域内に特別地域及び特別保護地区（県立自然公園は特別地域のみ）を指定し、地域内の風致景観を含む自然環境を損なう現状変更行為等を規制（許可制）しています。平成 29 年度の公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届出の件数は計 808 件で、前年度（844 件）に比べてやや減少しています。

愛知県内の自然公園・自然環境保全地域



● **自然環境の保全**

◇ **自然環境保全地域の指定及び現況**

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めており、現在、15の自然環境保全地域を指定しています。

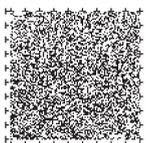
◇ **希少種の保護と保護区の指定**

絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制しています。平成30年3月に3種を追加し、現在、18種を指定しています。

また、特に生息・生育地の保護を必要とする種について生息地等保護区を指定しており、現在4地区を指定しています。

条例に基づく指定希少野生動植物種・生息地等保護区

指定希少野生動植物種		生息地等保護区	
		名称	区分
鳥類	コノハズク		
爬虫類	アカウミガメ	田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
両生類	アカハライモリ渥美種族	田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
	ナガレタゴガエル	北設楽郡設楽町キンセイラン生育地保護区	管理地区
	ミカワサンショウウオ	北設楽郡豊根村エンシュウツリフネ生育地保護区	管理地区
淡水魚類	ウシモツゴ		
昆虫類	ヒメヒカゲ		
クモ類	ミカワホラヒメグモ		
貝類	オモイガケナマイマイ		
維管束植物	キンセイラン		ミカワサンショウウオ
	ヤチャナギ		
	ハギクソウ		
	ナガバノイシモチソウ		ウラジロギボウシ
	シロバナナガバノイシモチソウ		
	エンシュウツリフネ		
	ナガボナツハゼ		
	ウラジロギボウシ		イワナシ
	イワナシ		



◇ 移入種対策

人為的に移入された動植物種のうち、アカミミガメなど地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものを自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、27種公表し、みだりに野外へ放つ行為を規制しています。

生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種（条例公表種）

哺乳類	ハクビシン	維管束植物	スイレン属 (ヒツジグサを除く。) ※3
鳥類	コブハクチョウ		ハゴロモモ
は 爬虫類	アカミミガメ		ハビコリハコベ (園芸名：グロッソスティグマ) ※4
	ワニガメ		ナガバオモダカ
淡水魚類	オヤニラミ		キショウブ
	カラドジョウ		トウネズミモチ
	ナイルティラピア		タカネマツムシソウ
甲殻類	チチュウカイミドリガニ		ポンポンアザミ
	タテジマフジツボ種群 (タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ) ※1		ノハカタカラクサ
貝類	スクミリンゴガイ		モウソウチク
	ホンビノスガイ		アツバキミガヨラン
	サキグロタマツメタ		ウチワサボテン属
昆虫類	クワガタムシ科 (県内在来種・亜種を除く) ※2		
	タイワンタケクマバチ	アカミミガメ	スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ)
	ホソオチョウ		

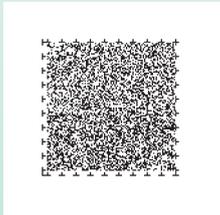
- ※1 これら3種は分類上近縁で形態的にもよく似ていることから、タテジマフジツボ種群としてまとめて取り扱う。
- ※2 県内在来の種または亜種(ミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコルリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネブトクワガタ)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律における特定外来生物(マルバネクワガタ属10種)を除く。
- ※3 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。
- ※4 これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。

◇ 野生鳥獣の保護・管理の取組

第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、個体数が著しく増加し農林業被害が深刻なイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、第二種特定鳥獣管理計画を策定して、適正な保護管理を実施しています。

◇ 緑化の推進・森と緑づくり

第5次愛知県緑化基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育ま



れる豊かなあいちを目指しています。

様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

● 生物多様性の保全

◇ あいち生物多様性戦略2020の推進

2010年に開催されたCOP10において生物多様性に関する2020年に向けた世界目標として採択された「愛知目標」を踏まえ、本県は、平成25年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。この戦略では、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げており、2020年までに、「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めていくことにしています。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつなぎ、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」が必要です。本県では、この生態系ネットワークの形成を進めるための新しい仕組み「あいち方式」を提唱しています。これは、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進める仕組みです。

県では、県民や企業、大学、NPO、行政といった多様な主体が参加する生態系ネットワーク協議会の設立により、地域の特徴を踏まえた生物多様性保全に向けた取組を進めてきた結果、平成28年11月に「あいち生物多様性戦略2020」で掲げた9地域全ての協議会が設立されました。各協議会では、多様な主体の協働による生態系ネットワーク形成の取組が活発に行われています。

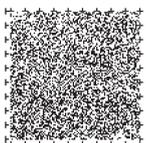
各協議会の取組テーマと構成団体

平成30年10月31日現在

協議会名	設立年月	取組テーマ	会長（所属） （敬称略）	構 成 員					
				大学等	企業等	農林漁業団体	NPO等	行政	計
知多半島	H23. 1	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	大東憲二（大同大学教授）	3	14	-	9	11	37
東部丘陵	H23. 3	23大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり	内田臣一（愛知工業大学教授）	23	4	-	1	11	39
西三河	H23. 3	最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して	涌井史郎（中部大学客員教授）	5	6	2	10	7	30
尾張北部	H25. 10	《うらやま》の豊かな自然を再発見しよう	林 進（大山里山学研究所理事長）	3	4	-	7	5	19
新城設楽	H25. 10	樹を活かす、地域を活かす、森のちからと人の営みが調和する奥三河	功刀由紀子（愛知大学教授）	1	6	-	8	5	20
東三河	H26. 2	穂の国いきものがたり 子どもたちへ水と緑でつなげよう	梶野保光（東三河自然観察会理事）	5	4	-	11	5	25
渥美半島	H27. 1	海と大地の恵みを活かし、人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造	後藤尚弘（豊橋技術科学大学客員教授）	3	9	1	22	3	38
西三河南部	H28. 2	きらきら光る 碧い海 ～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～	片山幸士（人間環境大学名誉教授）	3	10	4	6	4	27
尾張西部	H28. 11	サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして	長谷川明子（ピオトープ・ネットワーク中部会長）	2	12	-	16	18	48
合計				48	69	7	90	69	283

◇ COP10の成果の継承

生物多様性に配慮した行動を推進するためには、県民の皆様が本県の自然の魅力やその現状を知り、生物多様性の保全を自らの問題として捉えることが大切です。そこで、県では、平成29年度には、生



態系ネットワークの形成を始めとする生物多様性の保全の内容を取り入れた自然体験型のセミナーをNPO等と連携・協働して実施し、延べ146名が参加しました。

また、COP10に併せて開催された生物多様性国際自治体会議において、生物多様性の保全に関して、地方自治体の役割の重要性が明確化されました。このため、全国の自治体が都道府県、市町村の枠を超えて参画し、他のセクターとの協働、自治体としての情報発信や成果の発表などを行うことを目的とした**生物多様性自治体ネットワーク**がCOP10開催から1年を経た平成23年10月に設立され、平成30年10月現在では、北海道から沖縄までの165自治体が参画しています。

さらに、COP10の開催地として、愛知目標の達成に貢献していくため、平成28年に生物多様性保全に先進的に取り組む世界の広域自治体と「**愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合**」を設立し、COP13において、連合として「共同声明」を採択・発表、「連合フォーラム」を開催するなど、世界各地の取組の活性化を促す共同アピールを行いました。また、COP13後、共同声明の内容を実行するため、連合メンバーとの協力関係を深めながらウェブ会議等で議論を重ねており、平成30年3月には、各連合メンバーの幹部クラスによる「**ハイレベル公開ウェブ会議**」を開催し、世界に連合の取組を発信したりといった活動を展開しています。



ハイレベル公開ウェブ会議
(愛知県側)

環境リスク

● 化学物質の適正管理

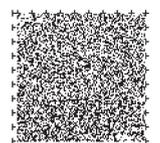
◇ 化学物質による環境リスクの低減

化学物質は、現在、原材料や製品など、数万種類が流通していると言われており、我々の生活に不可欠である一方、取扱いを誤ると人体や環境を脅かす有害な物質として作用するおそれがあります。化学物質を適切に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいく必要があります。

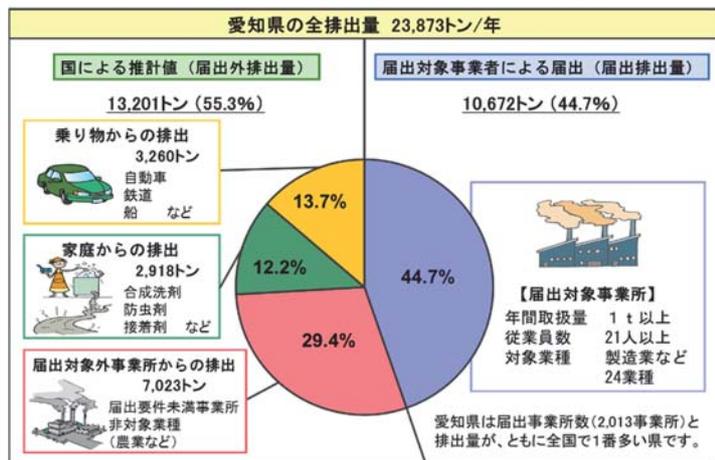
◇ 化学物質の排出量等の状況

PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)により、毎年度、事業所から大気、水、土壌等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出しています。平成28年度の化学物質の届出排出量(県内2,013事業所から届出)は、県全体として約11千トン(全国の7.0%)であり、うち96.2%は大気中へ排出されました。また、届出外排出量(家庭等からの排出量)は約13千トン(全国の5.4%)でした。これらをあわせた全排出量のうち、最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした。

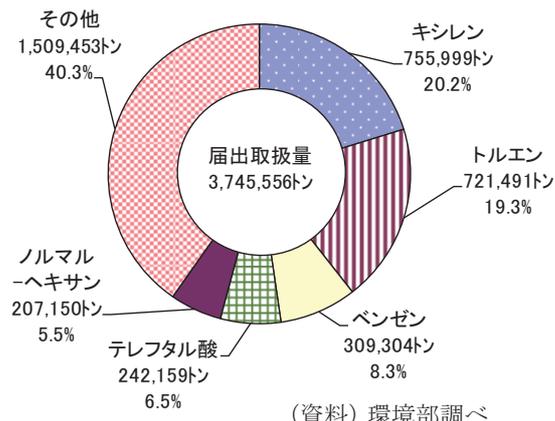
生活環境保全条例等に基づく平成28年度の化学物質の取扱量(1,765事業所から届出)は、県全体で約3,746千トンでした。このうち、取扱量が最も多いのはキシレンでした。



排出量の発生源の内訳（平成 28 年度）



届出取扱量上位 5 物質とその割合



● ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等を行っています。平成 29 年度は、河川水質 2 地点を除いて環境基準を達成しました。

ダイオキシン類環境調査結果（平成 29 年度）

調査項目	調査地点数 (注 1)	環境基準 達成地点数	濃度範囲 (注 2)	環境基準値等			
大気環境	36	36	0.011～ 0.054pg-TEQ/m ³	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下			
水環境	公共用水域	水質	河川	35	33	0.049～ 1.4pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下
			湖沼	1	1		
			海域	8	8		
	底質	河川	35	35	0.054～ 54pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下	
		湖沼	1	1			
		海域	8	8			
	水生生物 (魚類)	4	—	0.21～ 1.9pg-TEQ/g	0.032～ 33pg-TEQ/g (注 3)		
地下水	15	15	0.015～ 0.51pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下			
土壌環境	16	16	0.0082～ 3.1pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下			

(注 1) 調査地点数は、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、その他県内 13 市町及び国土交通省中部地方整備局で実施した合計地点数である。

(注 2) 濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。

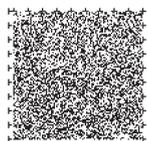
(注 3) 水生生物(魚類)については、環境基準が設定されていないため、国が実施した全国調査結果(平成 11 年度)の濃度範囲を示す。

(資料) 環境部調べ

● 内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱作用を有することが推察された、あるいはその可能性がある化学物質について環境中の状況を把握するため、県は水質等の環境調査を実施しています。平成 29 年度は、10 地点 9 物質を対象として水質調査を実施しました。その結果、魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが推察されたビスフェノール A は国が示した内分泌かく乱作用試験における予測無影響濃度及び国が示した生態リスク初期評価における予測無影響濃度を下回りました。

内分泌かく乱作用を有する可能性があるフェニトロチオン、ダイアジノン及びジクロロボスは、生態



リスク初期評価における予測無影響濃度を上回る地点がありました。いずれの物質についても水質汚濁に係る要監視項目の指針値を下回りました。

また、2,4-ジニトロフェノール、ヒドロキノン及びりん酸トリフェニルは、生態リスク初期評価における予測無影響濃度を下回りました。

● 環境放射能

◇ 放射能について

私たちの生活空間には、様々な放射性物質があります。放射性物質には、地球誕生時から存在していて、地殻構成物となって土壤中に存在するもの、遠く宇宙からやって来る宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものなどがあります。これらは自然放射性核種と呼ばれ、代表的なものはウラン238 (^{238}U)、ラジウム226 (^{226}Ra)、ラドン222 (^{222}Rn)、カリウム40 (^{40}K) 及び炭素14 (^{14}C) などです。これらとは別に、1945年の世界初の核実験以来、私たち人類が地球上に作り出したものが人工放射性核種と呼ばれ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、一部の地域では環境中で人工放射性核種が検出されています。

◇ 環境の状況

県では、原子力規制庁からの委託により、環境調査センター及び同東三河支所等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています。

県内における環境中の放射性物質に関する測定値について、異常値は認められませんでした。

空間放射線量率測定結果

測定期間	測定地点	モニタリングポストの高さ	モニタリングポスト測定値 ($\mu\text{Sv/h}$) ^{注1}
平成29年度	環境調査センター(名古屋市)	34m	0.031~0.073 (平均値:0.040)
	環境調査センター東三河支所(豊橋市)	1m	0.036~0.071 (平均値:0.039)
	西三河県民事務所(岡崎市)	1m	0.074~0.104 (平均値:0.078)
	一宮市木曾川消防署大気測定局(一宮市)	1m	0.049~0.098 (平均値:0.054)
	新城設楽建設事務所設楽支所(設楽町)	1m	0.047~0.084 (平均値:0.051)
過去3年間の値(平成26年度~28年度)(測定地点:環境調査センター)			0.035~0.080 (平均値:0.041)
全国値(平成29年度) ^{注2}			0.011~0.198 (平均値:0.050) (N=298) ^{注3}

(注1) モニタリングポストの測定値は吸収線量 (nGy/h) で表示されるが、本資料では放射線量 ($\mu\text{Sv/h}$) に換算している ($1\mu\text{Sv/h}=1,000\text{nGy/h}$ として換算)。

(注2) 全国値については原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>) を参照し(参照日:平成30年6月25日)、放射線量 ($\mu\text{Sv/h}$) に換算している。

(注3) Nは測定ポイント数を示す。

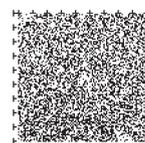
(資料) 環境部調べ

人づくり・環境学習等

● 人づくりの推進

◇ 持続可能な未来のあいちの担い手育成

近い将来、地域の担い手となる大学生が、グローバルな視点を持って、継続的に環境配慮行動を実施していくプログラムとして「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」(所長:大村愛知県知事)を平成27年度に立ち上げました。本研究所は、パートナー企業・団体から提示された環境面での取組に関する



る課題に対し、研究員である大学生が現場での調査や企業・団体担当者とのディスカッションを通して、解決策を企業・団体側に提案し、その成果を広くPRしていくものです。平成29年度は、研究員40名がパートナー企業・団体10社から与えられた研究課題に取り組みました。



かがやけ☆あいちサステイナ研究所の概要

平成29年度パートナー企業・団体からの研究課題

パートナー企業	研究課題	パートナー企業	研究課題
イケア・ジャパン(株)	地域の交通環境に配慮した来店方法をお客様に促す取組を検討	(株)デンソー	エコドライブを習得し社会に普及させる方法を検討
新日鐵住金(株)	鉄の環境へのやさしさについて PR方法を検討	(株)ナゴヤキャッスル	地域とホテルが連携し、「魅力ある“あいち”」を発信できる環境配慮企画について検討
J Aグループ愛知	耕作放棄地の問題を解消する農業と環境が調和する方策を検討	(株) Mizkan Partners	商品や売り場でお客様がミツカンらしい環境配慮を体感できる方策を検討
スターバックス コーヒー ジャパン(株)	私たちの社会貢献活動に共感し行動できる仲間を増やす企画を検討	(株)三菱東京 UFJ 銀行	環境配慮サービスを若い世代へ普及させてゆくアイデアを検討
中部国際空港(株)	サステイナブル空港としてセントレアの屋内を緑で一杯にする企画を検討	名鉄観光サービス(株)	環境に配慮した子ども向けツアーを検討し、実践

◇ 高校生環境学習推進

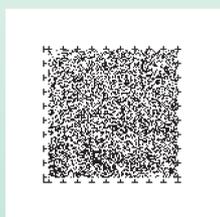
平成29年度から開始した「あいちの未来クリエイト部」は、県内の高校生のグループが、自分たちが興味のある環境課題について、NPO・大学等と連携して調査・研究を行い、その結果を基に、若い世代に向けた環境学習プログラムを作成するという活動を行っています。平成29年度は、5校の参加グループがそれぞれ、希少種や河川・湿地の環境、地域の竹林に関するテーマを自ら設定し、専門的な助言を行うアドバイザーから指導を受けながら、調査・研究活動を実施し、その成果を基にかるたやボードゲームといった、幼児や小学生など若い世代も楽しめる環境学習プログラムを作成しました。



調査・研究活動の様子
(水生生物の調査)

◇ 幼児を対象とした自然体感プログラムの推進

豊かな感性を育むのに重要である幼児期に自然と親しむことは、五感を刺激し好奇心を育むとともに、環境を大切に思う心を養う上で効果があると言われています。県では、「もりの学舎」において、森の案内人「インタープリター」により、幼児を対象として、幼いうちから自然に触れ、学び、気付きを得る機会を提供する事業を実施しています。



(もりの学舎ようちえん)

幼児とその保護者を対象に、もりの学舎やその周辺で、四季を通して自然体感プログラムを実施しており、平成 29 年度は 24 組の親子が全 6 コースに参加しました。



もりの学舎ようちえんでの活動

(一日もりの学舎ようちえん)

県内の保育園・幼稚園等を対象にもりの学舎やその周辺で自然体感プログラムを実施しており、平成 29 年度は 11 園が参加しました。

(森の伝道師派遣)

インタープリターを県内の保育園・幼稚園等に派遣し、園庭等の身近な環境で自然体感プログラムを実施しており、平成 29 年度は 16 園で実施しました。

(子ども自然体感活動指導者養成研修)

保育士、幼稚園教諭やその職を志す学生等を対象に、園児に自然体感プログラムを実施するノウハウを身に付ける研修を実施しており、平成 29 年度は尾張地区と三河地区で研修を実施し、尾張地区 19 名、三河地区 27 名が参加しました。

◇ エコアクションの推進

県では、県民の環境に対する意識を地域全体の行動へと広げていくため、地球にやさしい身近な環境配慮行動の実践へとつなげる「あいちエコアクション」を推進しています。

平成 29 年度は、11 月 18 日、19 日、アスナル金山等で「Let's エコアクション in AICHI」を開催し、約 2 万 9 千人が来場しました。

また、県内の環境学習施設のネットワーク「AEL ネット」を活用した環境学習スタンプラリーを実施し、平成 29 年度は、66,984 人の参加がありました。

さらに、県全体にエコアクションが広がることを目指して、様々な環境活動情報やイベント情報の発信、情報交換により活動団体の交流の輪を広げることを目的に、ウェブサイト「エコリンクあいち」(<http://aichi-eco.com>)を運営しています。



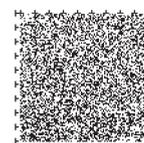
「Let's エコアクション in AICHI」でのワークショップ

● 環境学習等の推進

県民一人一人の環境保全に対する意欲を高めるため、「あいち環境学習プラザ」(愛知県東大手庁舎 1 階)及び「もりの学舎」(愛・地球博記念公園内)を拠点にして、簡単な実験を交えた環境学習講座、もりの学舎キッズクラブ、インタープリターとあるく森のツアー、夏・冬おやこクラフトなど様々な環境学習事業を実施しています。

NPO や学校といった様々な主体が連携し、具体的な行動につながる体験型の環境学習を推進するため、平成 25 年度から「環境学習コーディネーター」をあいち環境学習プラザに設置し、講師・活動場所の紹介といった相談業務や、講義の日程や学習内容の調整などを行うコーディネート業務を行っており、平成 29 年度は 13 件の相談業務、21 件のコーディネート業務を行いました。

6 月は国が定めた「環境月間」で、県も、毎年度、環境月間に各種の行事を実施しています。平



成 29 年度は 6 月 5 日に県本庁舎正庁で「環境保全関係功労者表彰式」を開催し、県内の環境保全に関し顕著な功績があった 2 団体と 36 名の方を表彰しました。

● 国際環境協力の推進

過去の公害克服の経験や優れた環境技術の蓄積を生かし、(独)国際協力機構(JICA)などと提携した環境協力を進めています。平成 29 年度には、中国環境保護部自然環境保護課長の知事表敬のほか、韓国などから 11 名の行政職員等の受入れを行いました。

環境における各種基盤施策

● 公害の防止・健康被害者の救済

名古屋市始め 7 市を対象地域とする「愛知地域公害防止計画」(平成 24 年 3 月策定)に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業を始めとした施策を実施することにより、総合的な推進を図っています。

公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

● 環境影響評価制度

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例においては、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成等の事業のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を環境影響評価の対象としています。県は、事業の実施に伴う環境への影響について配慮されるよう、制度の適正な運用に努めています。

● 公害対策に対する助成

県は、中小企業者等が行う公害防止のための施設整備及び工場移転を対象とした融資制度や利子補給制度を設けています。

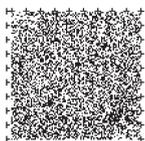
● 環境の調査・研究に関する主な施策

環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、国立環境研究所や地域の研究機関との共同研究を実施しています。

● あいちエコスタンダードの推進

県では、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、「愛知県庁の環境保全のための行動計画」(通称：あいちエコスタンダード)を策定しています。平成 28 年 2 月に 3 回目の全面改定を行い、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間で新たな計画期間として定め、全庁を挙げて取組を推進しています。

なお、平成 30 年 11 月に、あいちエコスタンダードの取組のうち、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に係る数値目標を改定しました。

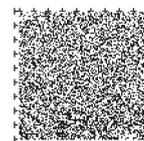


平成 30 年の環境行政の動き

県	国等
1. 27 「あいち生態系ネットワーク協議会地区間交流会」を開催	1. 15 外来生物法の特定外来生物の追加指定（14 種類）
2. 5 『あいち地球温暖化防止戦略 2030』を策定	
2. 9 「水銀排出規制に関する改正大気汚染防止法説明会」を開催	
2. 15 「2018 愛知環境賞 表彰式」を開催	
3. 6 指定希少野生動植物種を追加指定（施行 3. 7）	
3. 20 「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合ハイレベル公開ウェブ会議」の開催	
3. 23 あいち資源循環推進センター・展示コーナーのリニューアル	
3. 26 『愛知県環境学習等行動計画 2030』を策定	
3. 27 県民の生活環境の保全等に関する条例及び同条例規則の一部改正（土壌・地下水汚染の拡散防止のための応急措置等に係る規定の整理）（施行 4. 1）	
3. 27 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正（排出事業者への措置強化）（施行 10. 1）	
3. 28 「いらご さららパーク」の整備完了	
3. 29 『愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画』を改定	
4. 17 『低炭素水素認証制度』を制定	4. 1 外来生物法の特定外来生物の追加指定（2 種類）
4. 25 「知多市・豊田市再エネ利用低炭素水素プロジェクト」を開始	4. 17 第五次環境基本計画を閣議決定
5. 24 「EVI グローバル EV パイロットシティプログラム」へ参加	5. 24 「EVI グローバル EV パイロットシティプログラム」のスタート
6. 16 「平成 30 年度あいち環境塾」を開講	6. 13 気候変動適応法の公布（施行 12. 1）
6. 17 「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」第四期生の開所式	6. 22 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）の改正
6. 22 「AEL ネット環境学習スタンプラリー」を開始（31. 2. 28 まで）	
7. 21 「あいちクールシェア」を開始（9. 30 まで）	
8. 2 「第 48 回愛知県野生生物保護実績発表大会」を開催	
9. 1 「アクション油ヶ淵 2018」を開催	
9. 10 サンパウロ州と環境、生物多様性保全の連携等に関する覚書を締結	
9. 11 江蘇省と環境保全協定書を締結	
10. 19 『愛知県地球温暖化対策推進条例』の公布	
10. 28 「第 5 回三河湾大感謝祭」を開催	
11. 17 「Let's エコアクション in AICHI」を開催	11. 17 生物多様性条約第 14 回締約国会議（COP14）を開催（エジプト・シャルムエルシェイク）
・ 18	11. 27 気候変動適応計画を閣議決定
11. 19 「ごみゼロ社会推進あいち県民大会・食品ロス削減シンポジウム」を開催	
11. 19 『あいちエコスタンダード』の一部改定	
12. 21 「あいち低炭素社会づくりフォーラム」を開催	12. 3 COP24、京都議定書第 13 回締約国会合（CMP14）及びパリ協定第 1 回締約国会合第 2 部（CMA 1）を開催（ポーランド・カトヴィツェ）
12. 22 「あいちウォームシェア」を開始（31. 2. 24 まで）	

表紙写真

おさんぽ de いきものみつけ (長久手市 愛・地球博記念公園)	ストップ温暖化教室 (幸田町立荻谷小学校)
メッセナゴヤ 2018 あいちの環境ビジネス発信事業 (ポートメッセなごや)	水質パトロール隊 (名古屋市名東区 香流川)
東三河生態系ネットワーク協議会 あいち森と緑づくり環境活動・ 学習推進事業 (豊川市 手取山公園)	かがやけ☆あいちサステイナ研究所 第四期生 開所式 (愛知県本庁舎正庁)



環境行政に関する県の問合せ先

部 課 名	所 在 地	電話（代表）
環境部	環境政策課 環境活動推進課 地球温暖化対策課 水大気環境課 生活環境地盤対策室 自然環境課 資源循環推進課 廃棄物監視指導室	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 052-961-2111
東三河総局	環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 0532-54-5111
新城設楽振興事務所	環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 0536-23-2117(直通)
尾張県民事務所	環境保全課、廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目 6-1 052-961-7211
海部県民センター	環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 0567-24-2111
知多県民センター	環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 0569-21-8111
西三河県民事務所	環境保全課、廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 0564-23-1211
同	豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 0565-32-7494(直通)

- 愛知県の環境白書は愛知県環境部のホームページ「あいちの環境」でご覧になれます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

また、愛知県の環境白書は愛知県県民相談・情報センターで購入できます。

愛知県県民相談・情報センター

名古屋市中区三の丸 2 丁目 3 - 2（愛知県自治センター 2 階 情報コーナー）

TEL 052-954-6164（ダイヤルイン）



ECO LINK AICHI

エコアクションを
はじめよう！つづけよう！つなげよう！
みんなでアクセス！

<http://aichi-eco.com>



愛知の環境のあらまし

平成 30 年 12 月

発行 愛知県環境部環境政策課

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2（〒460-8501）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」

URL <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

